

令和4年かすみがうら市議会第1回定例会

市長提出議案集

令和4年3月3日提出

かすみがうら市

## 目 次

1. 報告第 1 号 専決処分事項の報告について  
〈(仮称)千代田中学校区義務教育学校整備工事建築工事  
請負契約の変更〉 …………… 1～3
2. 報告第 2 号 専決処分事項の報告について  
〈(仮称)千代田中学校区義務教育学校整備工事機械設備  
工事請負契約の変更〉 …………… 4～6
3. 報告第 3 号 専決処分事項の報告について  
〈(仮称)千代田中学校区義務教育学校整備工事電気設備  
工事請負契約の変更〉 …………… 7～9
4. 報告第 4 号 専決処分事項の報告について  
〈損害賠償の額の決定及び和解〉 …………… 10～11
5. 承認第 1 号 専決処分事項の承認を求めることについて  
〈令和3年度かすみがうら市一般会計補正予算(第10  
号)〉 …………… 12～24
6. 議案第 1 号 公の施設の広域利用に関する協議について  
…………… 25～30
7. 議案第 2 号 かすみがうら市公の施設の広域利用に関する条例の制定  
について …………… 31～33
8. 議案第 3 号 かすみがうら市企業版ふるさと納税基金の設置、管理及び  
処分に関する条例の制定について  
…………… 34～35
9. 議案第 4 号 行政手続の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の  
制定について …………… 36～37

10.	議案第 5 号	かすみがうら市税条例の一部を改正する条例の制定について	……………	38
11.	議案第 6 号	かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	……………	39~42
12.	議案第 7 号	かすみがうら市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について	……………	43
13.	議案第 8 号	霞ヶ浦町防災行政用無線局設置条例を廃止する条例の制定について	……………	44
14.	議案第 9 号	令和 3 年度かすみがうら市一般会計補正予算 (第 1 1 号)	……………	45~72
15.	議案第 10 号	令和 3 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)	……………	73~79
16.	議案第 11 号	令和 3 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)	……………	80~86
17.	議案第 12 号	令和 3 年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)	……………	87~93
18.	議案第 13 号	令和 4 年度かすみがうら市一般会計予算	……………	(予算書)
19.	議案第 14 号	令和 4 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算	……………	(予算書)
20.	議案第 15 号	令和 4 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算	……………	(予算書)
21.	議案第 16 号	令和 4 年度かすみがうら市介護保険特別会計予算	……………	(予算書)
22.	議案第 17 号	令和 4 年度かすみがうら市水道事業会計予算	……………	(予算書)

23. 議案第 18 号	令和 4 年度かすみがうら市下水道事業会計予算	.....	(予算書)
24. 議案第 19 号	旧下大津小学校解体工事請負契約の締結について	.....	94
25. 議案第 20 号	財産の貸付けについて	.....	95~96
26. 議案第 21 号	市の境界変更について	.....	97~99
27. 議案第 22 号	境界変更に伴う財産処分について	.....	100~101

(参考資料)

○ 付議事件(条例)条文新旧対照表	.....	102~131
・ 行政手続の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例 新旧対照表	.....	(102~109)
かすみがうら市公告式条例 新旧対照表(第 1 条関係)	.....	(102)
かすみがうら市固定資産評価審査委員会条例 新旧対照表(第 2 条関係)	.....	(102~104)
かすみがうら市職員のサービスの宣誓に関する条例 新旧対照表(第 3 条関係)	.....	(105~106)
かすみがうら市火入れに関する条例 新旧対照表(第 4 条関係)	.....	(107~109)
・ かすみがうら市税条例 新旧対照表	.....	(110~111)
・ かすみがうら市国民健康保険税条例 新旧対照表	.....	(111~129)
・ かすみがうら市体育施設条例 新旧対照表	.....	(129~130)
かすみがうら市体育施設条例 新旧対照表	.....	(129)

かすみがうら市公の施設の使用料等に関する条例 新旧対照表(附則第 2 項関係) ..... (130)

・ 霞ヶ浦町防災行政用無線局設置条例を廃止する条例 新旧対照表 ..... (131)

かすみがうら市議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例  
新旧対照表(附則第 2 項関係) ..... (131)

報告第1号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年3月3日提出

かすみがうら市長 坪井 透

## 専 決 処 分 書

(仮称)千代田中学校区義務教育学校整備工事建築工事請負契約の変更について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年2月2日

かすみがうら市長 坪 井 透

(仮称)千代田中学校区義務教育学校整備工事建築工事請負契約の変更について

(仮称)千代田中学校区義務教育学校整備工事建築工事にかかる請負の変更契約を、次のとおり締結する。

- 1 工 事 名 (仮称)千代田中学校区義務教育学校整備工事  
建築工事
- 2 工 事 場 所 かすみがうら市 上佐谷 地内
- 3 変更前の契約金額 1, 4 1 6, 8 0 0, 0 0 0 円
- 4 今回変更契約額 4, 8 4 0, 0 0 0 円 増額
- 5 変更後の契約金額 1, 4 2 1, 6 4 0, 0 0 0 円
- 6 契約の相手方 田中・宮本特定建設工事共同企業体  
代表者 茨城県筑西市藤ヶ谷2075番地  
株式会社田中工務店  
代表取締役 田中 邦明

構成員 茨城県かすみがうら市岩坪正仏田 2 2 0 4

株式会社宮本建設工業

代表取締役 宮本 正己



報告第2号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年3月3日提出

かすみがうら市長 坪井 透

## 専 決 処 分 書

(仮称)千代田中学校区義務教育学校整備工事機械設備工事請負契約の変更について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年2月2日

かすみがうら市長 坪 井 透

(仮称)千代田中学校区義務教育学校整備工事機械設備工事請負契約の変更について

(仮称)千代田中学校区義務教育学校整備工事機械設備工事にかかる請負の変更契約を、次のとおり締結する。

- 1 工 事 名 (仮称)千代田中学校区義務教育学校整備工事  
機械設備工事
- 2 工 事 場 所 かすみがうら市 上佐谷 地内
- 3 変更前の契約金額 445,500,000円
- 4 今回変更契約額 4,510,000円 増額
- 5 変更後の契約金額 450,010,000円
- 6 契約の相手方 川村・千和特定建設工事共同企業体  
代表者 茨城県土浦市虫掛3556番地  
川村工業株式会社  
代表取締役 小林 勝夫

構成員 茨城県かすみがうら市下佐谷764番地

株式会社千和

代表取締役 桜井 あや子

報告第3号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年3月3日提出

かすみがうら市長 坪井 透

## 専 決 処 分 書

(仮称)千代田中学校区義務教育学校整備工事電気設備工事請負契約の変更について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年2月2日

かすみがうら市長 坪 井 透

(仮称)千代田中学校区義務教育学校整備工事電気設備工事請負契約の変更について

(仮称)千代田中学校区義務教育学校整備工事電気設備工事にかかる請負の変更契約を、次のとおり締結する。

- 1 工 事 名 (仮称)千代田中学校区義務教育学校整備工事  
電気設備工事
- 2 工 事 場 所 かすみがうら市 上佐谷 地内
- 3 変更前の契約金額 291,280,000円
- 4 今回変更契約額 715,000円 増額
- 5 変更後の契約金額 291,995,000円
- 6 契約の相手方 富嶋・安達特定建設工事共同企業体  
代表者 茨城県石岡市柏原町9番70号  
株式会社トミデン  
代表取締役 和田本 聡

構成員 茨城県かすみがうら市稲吉3丁目3番12号

安達電気工事株式会社

代表取締役 安達 智和

報告第4号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年3月3日提出

かすみがうら市長 坪井 透

## 専 決 処 分 書

公用車による事故の損害賠償額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年12月16日

かすみがうら市長 坪 井 透

公用車による事故の損害賠償額の決定及び和解について

- 1 事故発生日時 令和3年10月27日（水）午後4時6分
- 2 事故発生場所 かすみがうら市柏崎1553番地4地先
- 3 相手方 （住所） XXXXXXXXXX  
（氏名） XXXXXXXXXX
- 4 事故の概要 県道を走行していた公用車と相手方車両が、すれ違い時に接触した。
- 5 示談内容
  - （1）過失割合 かすみがうら市50% 相手方50%
  - （2）損害賠償額 かすみがうら市 25,361円  
相手方 （公用車修理不要のため）0円
  - （3）損害賠償額を受領後は、その余の請求を放棄するとともに、この額以外に相互に何ら権利・義務関係のないことを確認し、今後裁判上・裁判外を問わず一切の異議の申立て、請求及び訴の提起等をしない。



承認第1号

専決処分事項の承認を求めることについて

令和3年度かすみがうら市一般会計補正予算（第10号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるもの。

令和4年3月3日提出

かすみがうら市長 坪井 透

## 専 決 処 分 書

下記の件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことから、次のとおり専決処分する。

令和4年1月31日

かすみがうら市長 坪 井 透

令和3年度かすみがうら市一般会計補正予算（第10号）  
別紙のとおり

### 理 由

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、住民税非課税世帯、ひとり親世帯等に対する生活支援や、子育てを力強く支援するための給付金を支給することに加え、同感染症の対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く保育士、幼稚園教諭、放課後児童支援員等の処遇改善を図ることとあわせて、土浦市道I級42号線の一部を本市の区域に設置するため、本年度中に土浦市と協定を取り交わすにあたり、早急な予算措置をする必要があることから令和3年度一般会計補正予算（第10号）により補正を行う。

令和3年度かすみがうら市一般会計補正予算（第10号）

令和3年度かすみがうら市の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ575,686千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21,780,754千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

令和4年1月31日 専決処分

かすみがうら市長 坪井 透

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		3,833,173	549,931	4,383,104
	2 国庫補助金	1,614,422	549,931	2,164,353
16 県支出金		1,578,183	25,755	1,603,938
	2 県補助金	581,117	25,755	606,872
歳入合計		21,205,068	575,686	21,780,754

歳 出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民 生 費		7,355,921	575,686	7,931,607
	1 社 会 福 祉 費	3,287,845	494,432	3,782,277
	2 児 童 福 祉 費	3,452,839	81,254	3,534,093
歳 出 合 計		21,205,068	575,686	21,780,754

第 2 表 繰越明許費補正

1 追加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
3 民生費	1 社会福祉総務費	臨時特別給付金給付事業（住民税非課税世帯等）	312,050
3 民生費	2 児童福祉費	児童扶養手当支給事業	2,400
3 民生費	2 児童福祉費	民間保育所事業	16,076
3 民生費	2 児童福祉費	放課後児童健全育成事業	3,848
合 計			334,374

第 3 表 債務負担行為補正

1 追加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
田村沖宿線延伸道路事業負担金	令和3年度から令和7年度まで	68,442

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市 税	5,308,625	0	5,308,625
2 地 方 譲 与 税	220,706	0	220,706
3 利 子 割 交 付 金	3,710	0	3,710
4 配 当 割 交 付 金	20,712	0	20,712
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	21,735	0	21,735
6 法 人 事 業 税 交 付 金	39,200	0	39,200
7 地 方 消 費 税 交 付 金	875,945	0	875,945
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	105,000	0	105,000
9 環 境 性 能 割 交 付 金	20,681	0	20,681
10 地 方 特 例 交 付 金	41,900	0	41,900
11 地 方 交 付 税	3,750,000	0	3,750,000
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	6,480	0	6,480
13 分 担 金 及 び 負 担 金	83,963	0	83,963
14 使 用 料 及 び 手 数 料	49,232	0	49,232
15 国 庫 支 出 金	3,833,173	549,931	4,383,104
16 県 支 出 金	1,578,183	25,755	1,603,938
17 財 産 収 入	15,546	0	15,546
18 寄 附 金	38,858	0	38,858
19 繰 入 金	1,006,342	0	1,006,342
20 繰 越 金	417,348	0	417,348
21 諸 収 入	551,829	0	551,829



(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
22 市 債	3,215,900	0	3,215,900
歳 入 合 計	21,205,068	575,686	21,780,754

歳 出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 議 会 費	143,172	0	143,172				
2 総 務 費	2,104,173	0	2,104,173				
3 民 生 費	7,355,921	575,686	7,931,607	575,686			
4 衛 生 費	2,002,908	0	2,002,908				
5 労 働 費	54,172	0	54,172				
6 農 林 水 産 業 費	880,356	0	880,356				
7 商 工 費	893,126	0	893,126				
8 土 木 費	1,513,937	0	1,513,937				
9 消 防 費	855,695	0	855,695				
10 教 育 費	3,323,185	0	3,323,185				
11 災 害 復 旧 費	2	0	2				
12 公 債 費	2,028,421	0	2,028,421				
13 予 備 費	50,000	0	50,000				
歳 出 合 計	21,205,068	575,686	21,780,754	575,686			

## 2 歳 入

## (款) 15 国庫支出金

## (項) 2 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1総務費国庫補助金	277,217	29,100	306,317	1 総務費補助金	29,100	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時 交付金
2民生費国庫補助金	841,861	520,831	1,362,692	1 社会福祉費補助金	494,432	住民税非課税世帯等への臨時特別給付金事業 費補助金 489,800 住民税非課税世帯等への臨時特別給付金事務 費補助金 4,632
				2 児童福祉費補助金	26,399	保育士等処遇改善臨時特例交付金
計	1,614,422	549,931	2,164,353			

## (款) 16 県支出金

## (項) 2 県補助金

2民生費県補助金	305,582	25,755	331,337	9 ひとり親世帯に 対する生活支援特別 給付金事業補助金	25,755	ひとり親世帯に対する生活支援特別給付金事 業費補助金 25,500 ひとり親世帯に対する生活支援特別給付金事 務費補助金 255
計	581,117	25,755	606,872			

3 歳 出

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額	
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他					
1 社会福祉 総務費	627,358	494,432	1,121,790	494,432				3 職 員 手当等	1,599	<b>18 臨時特別給付金給付事業（住民 税非課税世帯等）</b> 3 時間外勤務手当 10 消耗品費 10 印刷製本費 11 通信運搬費 11 手数料 12 臨時特別給付金システム改 修委託 18 住民税非課税世帯等に対す る臨時特別給付金	<b>494,432</b> 1,599 64 693 915 481 880 489,800
							10 需用費	757			
							11 役務費	1,396			
							12 委託料	880			
							18 負担金 、補助 及 び 交付金	489,800			
計	3,287,845	494,432	3,782,277	494,432							

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

2 児童措置 費	1,406,805	54,855	1,461,660	54,855				3 職 員 手当等	90	<b>02 児童扶養手当支給事業</b> 3 時間外勤務手当 10 消耗品費 10 印刷製本費 11 通信運搬費 11 手数料 18 ひとり親世帯に対する生活 支援特別給付金 <b>05 児童手当支給事業</b> 10 消耗品費 11 通信運搬費 11 手数料 18 子育て世帯への臨時特別給 付金（特例分）	<b>25,755</b> 90 18 72 37 38 25,500 <b>29,100</b> 36 42 22 29,000
								10 需用費	126		
								11 役務費	139		
								18 負担金 、補助 及 び 交付金	54,500		
4 児童福祉 施設費	1,102,502	21,268	1,123,770	21,268				3 職 員 手当等	500	<b>03 民間保育所事業</b> 3 時間外勤務手当 18 保育士等処遇改善臨時特例 交付金	<b>21,268</b> 500 20,768
								18 負担金 、補助 及 び 交付金	20,768		
6 放課後児 童健全育 成事業費	478,932	5,131	484,063	5,131				18 負担金 、補助 及 び 交付金	5,131	<b>02 放課後児童健全育成事業</b> 18 放課後児童支援員等処遇改 善臨時特別事業補助金	<b>5,131</b> 5,131
計	3,452,839	81,254	3,534,093	81,254							

## 給 与 費 明 細 書

### 1 特別職

(単位 千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費					共 済 費	合 計	
		報 酬	給 料	期末手当 年間支給率 (月分)	その他 の手当	計			
補 正 後	長 等	3		23,004	7,386 (3.35)	3,193	33,583	4,483	38,066
	議 員	16	52,620		16,894 (3.35)		69,514	17,627	87,141
	その他の特別職	1,461	53,588				53,588	411	53,999
	計	1,480	106,208	23,004	24,280	3,193	156,685	22,521	179,206
補 正 前	長 等	3		23,004	7,386 (3.35)	3,193	33,583	4,483	38,066
	議 員	16	52,620		16,894 (3.35)		69,514	17,627	87,141
	その他の特別職	1,461	53,588				53,588	411	53,999
	計	1,480	106,208	23,004	24,280	3,193	156,685	22,521	179,206
比 較	長 等								
	議 員								
	その他の特別職								
	計								

### 2 一般職

#### (1)総括

(単位 千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				共 済 費	合 計
		報 酬	給 料	職員手当	計		
補正後	376 (13) 【 210】	【 302,753】	1,414,585	1,015,002 【 60,464】	2,429,587 【 363,217】	454,486 【 54,994】	2,884,073 【 418,211】
補正前	376 (13) 【 210】	【 302,753】	1,414,585	1,012,813 【 60,464】	2,427,398 【 363,217】	454,486 【 54,994】	2,881,884 【 418,211】
比 較				2,189	2,189		2,189

( )内は再任用短時間勤務職員数を別掲、【 】内は会計年度任用職員を別掲、会計年度任用職員の手当は期末手当のみとなる。

(単位 千円)

職員 手当 等の 内訳	区 分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	住居手当	通勤手当	時間外 勤務手当	特殊勤務 手当	管理職 手当	宿日直 手当	休日勤務 手当	夜間勤務 手当	退職手当	管理職員 特別勤務 手当	地域手当
		補正後	43,492	325,985	242,312	20,754	26,132	74,616	3,286	51,905	2,297	23,685	5,392	187,045	5,344
補正前	43,492	325,985	242,312	20,754	26,132	72,427	3,286	51,905	2,297	23,685	5,392	187,045	5,344	2,757	
比 較						2,189									

議案第 1 号

公の施設の広域利用に関する協議について

公の施設の広域利用を図るため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 3 第 3 項の規定により、石岡市、かすみがうら市、行方市、小美玉市及び茨城町との間において別紙のとおり協議することについて議会の議決を求める。

令和 4 年 3 月 3 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

## 別紙

### 石岡市、かすみがうら市、行方市、小美玉市及び茨城町における公の施設の 広域利用に関する協定書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の3第2項の規定に基づき、石岡市、かすみがうら市、行方市、小美玉市及び茨城町（以下「協定市町」という。）は、協定市町が設置する公の施設を協定市町の住民が相互に利用すること（以下「広域利用」という。）により、公の施設を利用する協定市町住民の利便性の向上及び交流の促進を図ることについて、次のとおり協定する。

#### （広域利用施設）

第1条 広域利用の対象とする公の施設（以下「広域利用施設」という。）

は、協定市町が設置する公の施設のうち、別表に掲げるとおりとする。

2 協定市町の住民は、余暇等を利用してスポーツ、レクリエーション、教養文化活動その他の活動をするため、広域利用施設を利用することができる。

#### （遵守事項）

第2条 協定市町の住民が広域利用施設を利用する場合は、当該施設に係る条例、規則等の規定を遵守しなければならない。

#### （利用の手続）

第3条 広域利用施設の利用の手続は、当該施設を設置する協定市町の住民と同様とする。

#### （使用料）

第4条 広域利用施設の使用料は、当該施設を設置する協定市町の住民に係る使用料と同額とする。

#### （経費負担）

第5条 広域利用施設の維持管理及び運営に要する経費は、当該施設を設置する協定市町が負担する。

#### （協定書の廃止）

第6条 令和2年3月30日付けで締結した石岡市、行方市、小美玉市及び茨城町における公の施設の広域利用に関する協定書は、令和4年3月31日限り、廃止する。

(協定の施行)

第7条 この協定は、令和4年4月1日から施行する。

この協定の成立を証するため、本書5通を作成し、協定市町が記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年 月 日

茨城県石岡市石岡一丁目1番地1  
石岡市長 谷 島 洋 司

茨城県かすみがうら市上上田461番地  
かすみがうら市長 坪 井 透

茨城県行方市麻生1561番地の9  
行方市長 鈴 木 周 也

茨城県小美玉市堅倉835番地  
小美玉市長 島 田 穰 一

茨城県東茨城郡茨城町大字小堤1080番地  
茨城町長 小 林 宣 夫



別表（第1条関係）

市町名	施設名		所在地
石岡市	石岡市立学校施設	温水プール	石岡市総社一丁目 3番17号
	石岡市海洋センター	体育館 プール	石岡市染谷141 5番地
	石岡市立中央図書館		石岡市若宮一丁目 6番31号
	石岡市ふれあいの里 石岡ひまわりの館	屋内施設 屋外施設	石岡市大砂105 27番地6
かすみが うら市	かすみがうら市多目 的運動広場	広場 テニスコート サブグラウンド 弓道場	かすみがうら市深 谷3384番地1
	かすみがうら市戸沢公園運動広場		かすみがうら市宍 倉3604番地1
	かすみがうら市体育 センター	競技場	かすみがうら市深 谷3682番地1
	かすみがうら市第1 常陸野公園	野球場 多目的広場 テニスコート ゲートボール場	かすみがうら市中 佐谷1250番地
	かすみがうら市千代 田B&G海洋センタ ー	競技場 プール	かすみがうら市中 佐谷1252番地 8
	かすみがうら市立図書館		かすみがうら市深 谷3719番地1
	かすみがうら市立図書館千代田分館		かすみがうら市上 佐谷991番地5
	行方市	行方市麻生運動場	体育館 弓道場
		多目的グラウンド	行方市島並125 7番地4

	行方市北浦運動場	体育館 第1グラウンド テニスコート クロッケーコート ゆうゆう広場	行方市山田217 5番地	
		第2グラウンド	行方市山田306 4番地	
	行方市玉造運動場	テニスコート	行方市玉造甲31 90番地	
		浜球場	行方市浜2454 番地	
		泉球場	行方市玉造甲32 51番地1	
	行方市玉造B&G海 洋センター	体育館 水泳プール	行方市玉造甲31 85番地	
		艇庫	行方市沖洲14番 地	
	行方市立図書館		行方市玉造乙11 75番地	
	小美玉市	希望ヶ丘公園	野球場 多目的広場 テニスコート	小美玉市中台41 8番地
		玉里運動公園	野球場 多目的広場 テニスコート	小美玉市栗又四ヶ 2315番地1
小美玉市小川運動公 園		体育館 野球場 多目的広場 テニスコート	小美玉市与沢53 2番地1	
小美玉市小川海洋セ ンター		プール	小美玉市野田26 9番地1	
小美玉市玉里海洋セ ンター		体育館 プール トレーニングルー ム 艇庫	小美玉市栗又四ヶ 2406番地4	
小美玉市小川図書館		小美玉市小川16 64番地2		

	小美玉市玉里図書館		小美玉市高崎 2 9 1 番地 3
	小美玉市やすらぎの里小川		小美玉市中延 1 5 0 8 番地 1
茨城町	運動公園	多目的広場 野球場 テニスコート プール ターゲットバード ゴルフコース	茨城町大字越安 1 3 9 7 番地
	茨城町総合福祉センター「ゆうゆう館」	図書館	茨城町大字小堤 1 0 3 7 番地 1
	フォレストぬまさきグラウンド		茨城町大字宮ヶ崎 1 4 4 3 番地外

## 議案第 2 号

かすみがうら市公の施設の広域利用に関する条例の制定について

かすみがうら市公の施設の広域利用に関する条例を次のとおり制定する。

令和 4 年 3 月 3 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

かすみがうら市公の施設の広域利用に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 3 第 2 項の規定に基づく公の施設の広域利用に関し、石岡市、行方市、小美玉市及び茨城町（以下「協定市町」という。）の住民が本市の公の施設を利用することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、「公の施設の広域利用に関する協定」とは、本市及び協定市町が設置する公の施設を本市及び協定市町の住民が相互に利用することを定めた協定をいう。

(広域利用施設)

第 3 条 本市が設置する公の施設のうち、公の施設の広域利用に関する協定の対象とするもの（以下「広域利用施設」という。）は、別表右欄に掲げるとおりとする。

(協定市町の住民に対する条例の適用)

第 4 条 広域利用施設に係る別表左欄に掲げる条例の協定市町の住民に対する

適用については、協定市町の住民を本市の住民とみなす。

- 2 前項の規定にかかわらず、協定市町の住民については、かすみがうら市公の施設の使用料等に関する条例（平成28年かすみがうら市条例第43号）第4条第1項各号（第2号イを除く。）及び第5条の規定は適用しない。

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 施設の使用申請、使用許可、その他のこの条例を施行するために必要な行為は、公の施設の広域利用に関する協定の締結の日から行うことができる。

別表（第3条関係）

公の施設の条例	広域利用施設
かすみがうら市体育施設条例 （平成17年かすみがうら市条例第83号）	かすみがうら市体育センター
	かすみがうら市多目的運動広場
	かすみがうら市戸沢公園運動広場
	かすみがうら市第1常陸野公園多目的広場
	かすみがうら市第1常陸野公園野球場
	かすみがうら市多目的運動広場テニスコート
	かすみがうら市第1常陸野公園テニスコート
	かすみがうら市第1常陸野公園ゲートボール場

	かすみがうら市多目的運動広場弓道場
かすみがうら市千代田B&G海洋センター設置及び管理に関する条例 (平成17年かすみがうら市条例第84号)	かすみがうら市千代田B&G海洋センター
かすみがうら市立図書館条例 (平成21年かすみがうら市条例第26号)	かすみがうら市立図書館 かすみがうら市立図書館千代田分館

議案第3号

かすみがうら市企業版ふるさと納税基金の設置、管理及び処分に  
関する条例の制定について

かすみがうら市企業版ふるさと納税基金の設置、管理及び処分に  
関する条例を次のとおり制定する。

令和4年3月3日提出

かすみがうら市長 坪井 透

かすみがうら市企業版ふるさと納税基金の設置、管理及び処分に  
関する条例

(設置)

第1条 地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に要する経費に充てるため、かすみ  
がうら市企業版ふるさと納税基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、予算に定めるところによる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により管理しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上の必要があると認めるときは、確実な繰戻し方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 この基金は、第1条に規定する目的に限り全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。



議案第 4 号

行政手続の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

行政手続の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を次のとおり制定する。

令和 4 年 3 月 3 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

行政手続の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

(かすみがうら市公告式条例の一部改正)

第 1 条 かすみがうら市公告式条例(平成 17 年かすみがうら市条例第 3 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「て、市長印を押さ」を削る。

第 5 条第 2 項中「、「市長印」とあるのは「当該機関の印又は当該機関を代表する者の印」と」を削る。

(かすみがうら市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第 2 条 かすみがうら市固定資産評価審査委員会条例(平成 17 年かすみがうら市条例第 22 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 4 項を削り、同条第 5 項を第 4 項とし、第 6 項を第 5 項とする。

第 7 条第 3 項中「、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印し」を削り、同項中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 意見を聴いた委員及び調書を作成した書記の氏名

第8条第5項中「、提出者がこれに署名押印し」を削り、同条第8項中「、審理を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印し」を削り、同項中第5号を第6項とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 審理を行った委員及び調書を作成した書記の氏名

第9条第2項中「、調査を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印し」を削り、同項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 調査を行った委員及び調書を作成した書記の氏名

第11条第2項中「、議事に関与した委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印し」を削り、同項中第4項を第5項とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 議事に関与した委員及び調書を作成した書記の氏名

(かすみがうら市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正)

第3条 かすみがうら市職員のサービスの宣誓に関する条例(平成17年かすみがうら市条例第34号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊟」を削る。

(かすみがうら市火入れに関する条例の一部改正)

第4条 かすみがうら市火入れに関する条例(平成17年かすみがうら市条例第121号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「よる申請書2通に、次の」を「次の」に改める。

様式第1号中「㊟」を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

## 議案第 5 号

かすみがうら市税条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 4 年 3 月 3 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

かすみがうら市税条例の一部を改正する条例

かすみがうら市税条例（平成 1 7 年かすみがうら市条例第 5 4 号）の一部を次のように改正する。

第 9 0 条第 1 項第 1 号中「で年齢 1 8 歳未満の者」を削り、「又は精神障害者」の次に「（以下「身体障害者等」という。）」を加え、「で当該身体障害者」を「で、当該身体障害者等」に、「若しくは精神障害者（以下「身体障害者等」という。）」を「等」に改め、同条第 2 項中「身体障害者又は」を「身体障害者等又は」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

議案第6号

かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定  
について

かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定  
する。

令和4年3月3日提出

かすみがうら市長 坪井 透

かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例  
かすみがうら市国民健康保険税条例（平成17年かすみがうら市条例第10  
1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「資産割額並びに」及び「及び世帯別平等割額」を削る。

第3条の見出し中「係る」の次に「基礎課税額の」を加える。

第4条を次のように改める。

第4条 削除

第5条の見出し中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条中「2万2,  
000円」を「3万2,000円」に改める。

第6条を次のように改める。

第6条 削除

第7条中「賦課期日の属する前年の所得に係る」を削り、「100分の2.  
0」を「100分の2.5」に改める。

第8条を次のように改める。

#### 第8条 削除

第9条中「8,000円」を「1万4,000円」に改める。

第10条を次のように改める。

#### 第10条 削除

第11条中「100分の1.50」を「100分の2.1」に改める。

第12条中「10,000円」を「1万6,000円」に改める。

第13条を次のように改める。

#### 第13条 削除

第17条第1項中「同条」を「その減額後」に改める。

第27条中「及びイ」を削り、「ウ及びエ」を「イ」に、「オ及びカ」を「ウ」に改め、同条第1号中「第703条の5」の次に「第1項」を、「所属者」の次に「(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)」を加え、同号ア中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、「1万5,400円」を「2万2,400円」に改め、同号イを削り、同号ウ中「5,600円」を「9,800円」に改め、同号中ウをイとし、エを削り、同号オ中「7,000円」を「1万1,200円」に改め、同号中オをウとし、カを削り、同条第2号中「第703条の5」の次に「第1項」を加え、同号ア中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、「11,000円」を「1万6,000円」に改め、同号イを削り、同号ウ中「4,000円」を「7,000円」に改め、同号中ウをイとし、エを削り、同号オ中「5,000円」を「8,000円」に改め、同号中オをウとし、カを削り、同条第3号中「第703条の5」の次に「第1項」を加え、同号ア中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、「4,400円」を「6,400円」に改め、同号イを削り、同号ウ中「1,600円」を「2,800円」に改め、同号中ウを

イとし、エを削り、同号オ中「2,000円」を「3,200円」に改め、同号中オをウとし、カを削り、同条に次の1項を加える。

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 4,800円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 8,000円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 12,800円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 16,000円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号イに規定する金額を減額した世帯 2,100円

イ 前項第2号イに規定する金額を減額した世帯 3,500円

ウ 前項第3号イに規定する金額を減額した世帯 5,600円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 7,000円

第27条の2中「前条」の次に「第1項」を、「「総所得金額」の次に「及び」を、「第3号において同じ。」の次に「及び」を加える。

第30条第1項第5号中「前4号」を「前各号」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 6歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある国民健康保険の被保険者が属する世帯の者  
第30条第2項に次のただし書を加える。

ただし、前項第3号及び第5号に掲げる者に係る減免の申請は、国民健康保険の被保険者の資格取得をもって減免の申請がされたものとみなす。

附則第5項中「第27条」の次に「第1項」を、「第703条の5」の次に「第1項」を加える。

附則第6項、第7項及び第9項から第16項までの規定中「第27条」の次に「第1項」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後のかすみがうら市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 7 号

かすみがうら市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市体育施設条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 4 年 3 月 3 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

かすみがうら市体育施設条例の一部を改正する条例  
かすみがうら市体育施設条例（平成 1 7 年かすみがうら市条例第 8 3 号）の  
一部を次のように改正する。

別表かすみがうら市第 1 常陸野公園管理センターの項を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
（かすみがうら市公の施設の使用料等に関する条例の一部改正）
- 2 かすみがうら市公の施設の使用料等に関する条例（平成 2 8 年かすみがうら市条例第 4 3 号）の一部を次のように改正する。  
第 2 条ただし書中「第 1 6 号」を「第 1 5 号」に改める。  
別表第 1 常陸野公園の部管理センターの款を削る。



議案第 8 号

霞ヶ浦町防災行政用無線局設置条例を廃止する条例の制定について

霞ヶ浦町防災行政用無線局設置条例を廃止する条例を次のとおり制定する。

令和 4 年 3 月 3 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

霞ヶ浦町防災行政用無線局設置条例を廃止する条例

霞ヶ浦町防災行政用無線局設置条例（昭和 5 9 年霞ヶ浦町条例第 2 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（かすみがうら市議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例の一部改正）

2 かすみがうら市議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例（平成 1 7 年かすみがうら市条例第 6 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 1 0 号を削り、第 1 1 号を第 1 0 号とし、第 1 2 号から第 2 0 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

## 議案第9号

令和3年度かすみがうら市一般会計補正予算（第11号）

令和3年度かすみがうら市の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ546,039千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21,234,715千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和4年3月3日提出

かすみがうら市長 坪井 透

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 法人事業税交付金		39,200	18,211	57,411
	1 法人事業税交付金	39,200	18,211	57,411
10 地方特例交付金		41,900	△6,767	35,133
	1 地方特例交付金	41,900	△6,767	35,133
11 地方交付税		3,750,000	471,187	4,221,187
	1 地方交付税	3,750,000	471,187	4,221,187
15 国庫支出金		4,383,104	△86,358	4,296,746
	1 国庫負担金	2,209,097	△54,608	2,154,489
	2 国庫補助金	2,164,353	△31,750	2,132,603
16 県支出金		1,603,938	△121,678	1,482,260
	1 県負担金	773,119	△14,194	758,925
	2 県補助金	606,872	△85,800	521,072
	3 県委託金	123,601	△550	123,051
	4 県交付金	100,346	△21,134	79,212
19 繰入金		1,006,342	△576,883	429,459
	1 基金繰入金	1,006,339	△617,390	388,949
	2 特別会計繰入金	3	40,507	40,510
20 繰越金		417,348	117,327	534,675
	1 繰越金	417,348	117,327	534,675
21 諸収入		551,829	13,818	565,647
	5 雑入	512,086	13,818	525,904
22 市債		3,215,900	△374,896	2,841,004

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 市 債	3,215,900	△374,896	2,841,004
歳 入	合 計	21,780,754	△546,039	21,234,715

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議 会 費		143,172	△2,497	140,675
	1 議 会 費	143,172	△2,497	140,675
2 総 務 費		2,104,173	187,979	2,292,152
	1 総 務 管 理 費	1,722,415	185,339	1,907,754
	2 徴 税 費	208,356	△1,210	207,146
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	114,517	4,400	118,917
	5 統 計 調 査 費	2,645	△550	2,095
3 民 生 費		7,931,607	△232,092	7,699,515
	1 社 会 福 祉 費	3,782,277	5,884	3,788,161
	2 児 童 福 祉 費	3,534,093	△237,976	3,296,117
4 衛 生 費		2,002,908	△197,439	1,805,469
	1 保 健 衛 生 費	2,002,908	△197,439	1,805,469
6 農 林 水 産 業 費		880,356	△84,758	795,598
	1 農 業 費	846,658	△78,838	767,820
	2 林 業 費	16,039	△5,090	10,949
	3 水 産 業 費	17,659	△830	16,829
7 商 工 費		893,126	△60,659	832,467
	1 商 工 費	893,126	△60,659	832,467
8 土 木 費		1,513,937	△42,232	1,471,705
	2 道 路 橋 梁 費	513,087	△20,746	492,341
	3 河 川 費	6,079	0	6,079
	4 都 市 計 画 費	891,595	△21,486	870,109

款	項	補正前の額	補正額	計
9 消 防 費		855,695	△13,490	842,205
	1 消 防 費	855,695	△13,490	842,205
10 教 育 費		3,323,185	△91,161	3,232,024
	1 教 育 総 務 費	273,023	△25,304	247,719
	2 小 学 校 費	2,212,598	△39,881	2,172,717
	3 中 学 校 費	330,518	△15,875	314,643
	4 社 会 教 育 費	254,058	△5,905	248,153
	5 保 健 体 育 費	252,988	△4,196	248,792
12 公 債 費		2,028,421	△9,690	2,018,731
	1 公 債 費	2,028,421	△9,690	2,018,731
歳 出 合 計		21,780,754	△546,039	21,234,715

第 2 表 繰越明許費補正

1 追加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	住民基本台帳事業	4,400
4 衛生費	1 保健衛生費	一般廃棄物処理事業(政策)	51,911
6 農林水産業費	1 農業費	園芸振興事業(政策)	6,900
6 農林水産業費	1 農業費	農用地利用集積特別対策事業(政策)	240
6 農林水産業費	3 水産業費	水産振興事業(政策)	8,730
8 土木費	2 道路橋梁費	道路維持管理事業(政策)	11,832
8 土木費	2 道路橋梁費	市道整備事業(政策)	50,349
8 土木費	4 都市計画費	神立駅周辺整備事業(政策)	45,130
9 消防費	1 消防費	災害対策事業	33,820
10 教育費	5 保健体育費	多目的運動広場管理運営事業	3,300
合 計			216,612

### 第 3 表 地 方 債 補 正

#### 1 変 更

(単位 千円)

補正前					補正後			
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
千代田中地区放課後児童クラブ施設整備事業債	154,900	普通貸借又は証券発行	3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。	128,600	普通貸借又は証券発行	3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。
旧千代田保健センター解体事業債	36,200				35,300			
霞台地域還元施設整備事業債	57,900				63,600			
旧新治地方広域事務組合施設解体事業債	583,000				408,400			
市道整備事業債	72,000				72,800			
雪入川外緊急浚渫推進事業債	6,000				5,200			
防災倉庫整備事業債	17,100				13,600			
災害対策本部映像表示システム整備事業債	47,400				35,500			
下稲吉中学校施設整備事業債	18,000				14,300			
臨時財政対策債	896,000				736,304			



歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市 税	5,308,625	0	5,308,625
2 地 方 譲 与 税	220,706	0	220,706
3 利 子 割 交 付 金	3,710	0	3,710
4 配 当 割 交 付 金	20,712	0	20,712
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	21,735	0	21,735
6 法 人 事 業 税 交 付 金	39,200	18,211	57,411
7 地 方 消 費 税 交 付 金	875,945	0	875,945
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	105,000	0	105,000
9 環 境 性 能 割 交 付 金	20,681	0	20,681
10 地 方 特 例 交 付 金	41,900	△6,767	35,133
11 地 方 交 付 税	3,750,000	471,187	4,221,187
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	6,480	0	6,480
13 分 担 金 及 び 負 担 金	83,963	0	83,963
14 使 用 料 及 び 手 数 料	49,232	0	49,232
15 国 庫 支 出 金	4,383,104	△86,358	4,296,746
16 県 支 出 金	1,603,938	△121,678	1,482,260
17 財 産 収 入	15,546	0	15,546
18 寄 附 金	38,858	0	38,858
19 繰 入 金	1,006,342	△576,883	429,459
20 繰 越 金	417,348	117,327	534,675
21 諸 収 入	551,829	13,818	565,647

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
22 市 債	3,215,900	△374,896	2,841,004
歳 入 合 計	21,780,754	△546,039	21,234,715

## 歳 出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 議 会 費	143,172	△2,497	140,675				△2,497
2 総 務 費	2,104,173	187,979	2,292,152	△9,690			197,669
3 民 生 費	7,931,607	△232,092	7,699,515	△147,140	△26,300		△58,652
4 衛 生 費	2,002,908	△197,439	1,805,469	26,182	△169,800	△6,320	△47,501
5 労 働 費	54,172	0	54,172				
6 農 林 水 産 業 費	880,356	△84,758	795,598	△74,439		△2,790	△7,529
7 商 工 費	893,126	△60,659	832,467	△1,549		△37,182	△21,928
8 土 木 費	1,513,937	△42,232	1,471,705	△1,400			△40,832
9 消 防 費	855,695	△13,490	842,205		△15,400	△7,550	9,460
10 教 育 費	3,323,185	△91,161	3,232,024		△3,700		△87,461
11 災 害 復 旧 費	2	0	2				
12 公 債 費	2,028,421	△9,690	2,018,731			△200,000	190,310
13 予 備 費	50,000	0	50,000				
歳 出 合 計	21,780,754	△546,039	21,234,715	△208,036	△215,200	△253,842	131,039

## 2 歳 入

## (款) 6 法人事業税交付金

## (項) 1 法人事業税交付金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1法人事業税交付金	39,200	18,211	57,411	1 法人事業税交付金	18,211	法人事業税交付金
計	39,200	18,211	57,411			

## (款) 10 地方特例交付金

## (項) 1 地方特例交付金

1地方特例交付金	41,900	△6,767	35,133	1 地方特例交付金	△6,767	地方特例交付金
計	41,900	△6,767	35,133			

## (款) 11 地方交付税

## (項) 1 地方交付税

1地方交付税	3,750,000	471,187	4,221,187	1 地方交付税	471,187	普通交付税
計	3,750,000	471,187	4,221,187			

## (款) 15 国庫支出金

## (項) 1 国庫負担金

1民生費国庫負担金	1,848,454	△54,608	1,793,846	2 児童福祉費負担金	△50,423	児童手当交付金	△34,163
						子どものための教育・保育給付費負担金	△16,260
				3 児童扶養手当 給付費負担金	△3,317	児童扶養手当給付費負担金	
				5 国民健康保険 事業費負担金	△868	保険基盤安定負担金	
計	2,209,097	△54,608	2,154,489				

## (款) 15 国庫支出金

## (項) 2 国庫補助金

1総務費国庫補助金	306,317	△14,499	291,818	1 総務費補助金	△14,499	社会保障・税番号制度システム整備費補助金 (総務省)	4,400
						新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時 交付金	△18,899
2民生費国庫補助金	1,362,692	△50,685	1,312,007	2 児童福祉費補助金	△28,197	子育てのための施設等利用給付交付金	△289
						子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世 帯分)事業費補助金	△1,500
						子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世 帯分)事務費補助金	△1,408

## (款) 15 国庫支出金

## (項) 2 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
(2) 民生費国庫補助金						子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）事業費補助金 <span style="float:right">△10,000</span>
						子育て世帯への臨時特別給付金事業費補助金 <span style="float:right">△15,000</span>
				3 子ども・子育て支援交付金	△22,922	延長保育事業 <span style="float:right">△100</span> 一時預かり事業 <span style="float:right">△3,611</span> 地域子育て支援拠点事業 <span style="float:right">△8,731</span> 実費徴収に係る補足給付を行う事業 <span style="float:right">△61</span> 放課後児童健全育成事業 <span style="float:right">△10,419</span>
				5 子ども・子育て支援整備交付金	507	放課後児童健全育成事業
				6 母子家庭等対策総合支援事業費補助金	△73	母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金
3 衛生費国庫補助金	116,625	33,194	149,819	1 保健衛生費補助金	33,194	循環型社会形成推進交付金
4 農林水産費国庫補助金	3,950	240	4,190	1 農業費補助金	240	情報収集等業務効率化支援事業補助金
計	2,164,353	△31,750	2,132,603			

## (款) 16 県支出金

## (項) 1 県負担金

1 民生費県負担金	773,119	△14,194	758,925	2 児童福祉費負担金	△14,578	児童手当交付金 <span style="float:right">△6,450</span> 子どものための教育・保育給付費負担金 <span style="float:right">△8,128</span>
				4 国民健康保険事業費負担金	190	保険基盤安定負担金
				5 後期高齢者医療事業費負担金	194	後期高齢者保険基盤安定負担金
計	773,119	△14,194	758,925			

## (款) 16 県支出金

## (項) 2 県補助金

1 総務費県補助金	68,784	△750	68,034	1 総務管理費補助金	△750	地方創生移住支援等補助金
2 民生費県補助金	331,337	△23,093	308,244	4 児童福祉費補助金	△678	子どものための教育・保育給付費地方単独費用補助金 <span style="float:right">885</span>

## (款) 16 県支出金

## (項) 2 県補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
(2) 民生費県補助金						民間保育所乳児等保育事業補助金 $\Delta 902$ 多子世帯保育料軽減事業費助成金 $\Delta 517$ 子育てのための施設等利用給付交付金 $\Delta 144$
				5 子ども・子育て支援交付金	$\Delta 22,922$	延長保育事業 $\Delta 100$ 一時預かり事業 $\Delta 3,611$ 地域子育て支援拠点事業 $\Delta 8,731$ 実費徴収に係る補足給付を行う事業 $\Delta 61$ 放課後児童健全育成事業 $\Delta 10,419$
				6 子ども・子育て支援整備交付金	507	放課後児童健全育成事業
				3 衛生費県補助金	25,594	$\Delta 7,012$
4 農林水産業費 県補助金	150,084	$\Delta 53,545$	96,539	1 農業費補助金	$\Delta 51,245$	県単土地改良事業補助金 $\Delta 793$ 経営所得安定対策等推進事業費補助金 $\Delta 872$ 農業次世代人材投資資金経営開始型補助金 $\Delta 6,760$ 鳥獣被害防止総合対策補助金 $\Delta 431$ 鳥獣被害防止促進補助金 $\Delta 674$ 産地生産基盤パワーアップ事業補助金 $\Delta 41,715$
				2 林業費補助金	$\Delta 2,300$	身近なみどり整備推進事業費補助金
6 土木費県補助金	26,237	$\Delta 1,400$	24,837	1 土木費補助金	$\Delta 1,400$	都市計画基礎調査交付金
計	606,872	$\Delta 85,800$	521,072			

## (款) 16 県支出金

## (項) 3 県委託金

1 総務費県委託金	121,425	$\Delta 550$	120,875	3 統計調査費委託金	$\Delta 550$	経済センサス活動調査委託金
計	123,601	$\Delta 550$	123,051			

## (款) 16 県支出金

## (項) 4 県交付金

2 農林水産業費 県交付金	97,699	$\Delta 21,134$	76,565	1 農業費交付金	$\Delta 21,134$	多面的機能支払事業費 $\Delta 20,720$ 多面的事業推進事業費 $\Delta 414$
計	100,346	$\Delta 21,134$	79,212			

## (款) 19 繰入金

## (項) 1 基金繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 財政調整基金繰入金	461,879	△415,011	46,868	1 財政調整基金繰入金	△415,011	財政調整基金
2 減債基金繰入金	300,000	△200,000	100,000	1 減債基金繰入金	△200,000	市債元金償還金
3 霞ヶ浦水質浄化対策基金繰入金	7,684	△614	7,070	1 霞ヶ浦水質浄化対策基金繰入金	△614	浄化槽設置整備事業
4 地域づくり基金繰入金	232,776	1,025	233,801	1 地域づくり基金繰入金	1,025	企業立地促進事業 △29,870 ふるさと応援寄附金活用 30,895
5 森林環境譲与税基金繰入金	4,000	△2,790	1,210	1 森林環境譲与税基金繰入金	△2,790	林業振興事業
計	1,006,339	△617,390	388,949			

## (款) 19 繰入金

## (項) 2 特別会計繰入金

2 後期高齢者医療特別会計繰入金	1	6,103	6,104	1 後期高齢者医療特別会計繰入金	6,103	後期高齢者医療特別会計繰入金
3 介護保険特別会計繰入金	1	34,404	34,405	1 介護保険特別会計繰入金	34,404	介護保険特別会計繰入金
計	3	40,507	40,510			

## (款) 20 繰越金

## (項) 1 繰越金

1 繰越金	417,348	117,327	534,675	1 繰越金	117,327	前年度繰越金
計	417,348	117,327	534,675			

## (款) 21 諸収入

## (項) 5 雑入

7 雑入	473,497	13,818	487,315	1 雑入	13,818	消防団員退職報償金 △7,550 新型コロナ対策プレミアム付商品券売上金 △7,312 旧新治地方広域事務組合施設解体事業費負担金 △5,706 旧新治地方広域事務組合令和2年度決算剰余金 29,276 石岡市医師会病院緊急診療業務清算金 5,110
計	512,086	13,818	525,904			

(款) 22 市債

(項) 1 市債

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 民生債	154,900	△26,300	128,600	1 千代田中地区放課後児童クラブ施設整備事業債	△26,300	千代田中地区放課後児童クラブ施設整備事業債
2 衛生債	679,300	△169,800	509,500	1 旧千代田保健センター解体事業債	△900	旧千代田保健センター解体事業債
				2 霞台厚生施設整備事業債	5,700	地域還元施設整備事業債
				3 旧新治地方広域事務組合施設解体事業債	△174,600	旧新治地方広域事務組合施設解体事業債
4 土木債	236,700	0	236,700	1 道路整備事業債	800	市道整備事業債
				3 緊急浚渫推進事業債	△800	雪入川外緊急浚渫推進事業債
5 消防債	90,800	△15,400	75,400	1 防災基盤整備事業債	△3,500	防災倉庫整備事業債
				3 災害対策本部映像表示システム整備事業債	△11,900	災害対策本部映像表示システム整備事業債
6 教育債	1,134,200	△3,700	1,130,500	2 下稲吉中学校施設整備事業債	△3,700	下稲吉中学校施設整備事業債
7 臨時財政対策債	896,000	△159,696	736,304	1 臨時財政対策債	△159,696	臨時財政対策債
計	3,215,900	△374,896	2,841,004			



3 歳 出

(款) 1 議会費

(項) 1 議会費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額	
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他					
1 議 会 費	143,172	△2,497	140,675				△2,497	7 報 償 費 8 旅 費 10 需 用 費	△70 △2,387 △40	<b>06 市議会研修活動事業（政策）</b> 7 講師謝礼 8 職員普通旅費 8 議員旅費 10 消耗品費	<b>△2,497</b> △70 △706 △1,681 △40
計	143,172	△2,497	140,675				△2,497				

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

4 財 政 管 理 費	1,204	20,114	21,318				20,114	22 償還金、利子及び割引料	20,114	<b>02 財政管理事務事業</b> 22 震災復興特別交付税返還金	<b>20,114</b> 20,114
6 財 産 管 理 費	170,136	198,502	368,638				198,502	12 委託料 13 使用料及び賃借料 17 備品購入費 24 積立金	△2,571 △8,152 △1,074 210,299	<b>02 霞ヶ浦庁舎財産管理事業</b> 12 施設警備委託 12 福祉バス運行業務委託 13 バス借上料 <b>03 千代田庁舎等財産管理事業</b> 17 公用車 <b>07 基金運用事業</b> 24 財政調整基金積立金 24 減債基金積立金 24 公共施設等整備基金積立金	<b>△10,723</b> △646 △1,925 △8,152 <b>△1,074</b> △1,074 <b>210,299</b> 4,740 204,885 674
7 企 画 費	154,158	△9,352	144,806				△9,352	1 報 酬 12 委託料 18 負担金、補助及び交付金	△300 △7,450 △1,602	<b>03 企画調整事業（政策）</b> 1 総合計画審議会委員報酬 12 複合交流拠点施設基本設計及び測量調査等業務委託 18 通学定期券購入費助成金	<b>△9,352</b> △300 △7,450 △1,602
8 交 通 安 全 対 策 費	42,305	△4,432	37,873				△4,432	10 需用費 12 委託料	△2,740 △1,692	<b>02 交通安全対策事業</b> 10 光熱水費 <b>03 交通安全対策事業（政策）</b> 12 照明施設設置設計業務委託 12 防犯灯LED化業務委託	<b>△2,740</b> △2,740 <b>△1,692</b> △1,433 △259
9 地 域 安 全 対 策 費	7,972	△784	7,188				△784	14 工 事 請 負 費 18 負 担 金、 補 助 及 び 交 付 金	△434 △350	<b>03 地域安全対策事業（政策）</b> 14 防犯カメラ設置工事 18 空家情報登録奨励金	<b>△784</b> △434 △350

## (款) 2 総務費

## (項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
10自治振興費	27,006	△4,762	22,244				△4,762	11 役務費 18 負担金、補助及び交付金	△462 △4,300	<b>02 自治振興事業</b> 11 保険料 <b>03 自治振興事業(政策)</b> 18 地域集会施設整備費補助金 18 行政区等コミュニティ活動補助金	<b>△462</b> △462 <b>△4,300</b> △3,850 △450
14諸費	35,444	△13,947	21,497	△13,540			△407	7 報償費 18 負担金、補助及び交付金	△157 △13,790	<b>13 移住定住・結婚支援事業(政策)</b> 7 見守り記念品代 18 わくわく茨城移住支援金 18 移住促進住宅取得支援補助金	<b>△13,947</b> △157 △1,000 △12,790
計	1,722,415	185,339	1,907,754	△13,540			198,879				

## (款) 2 総務費

## (項) 2 徴税費

2賦課費	56,672	△880	55,792				△880	12 委託料	△880	<b>02 市税賦課事務事業</b> 12 軽自動車基幹税務システム開発業務委託	<b>△880</b> △880
3徴収費	23,681	△330	23,351				△330	13 使用料及び賃借料	△330	<b>02 収入未済額縮減対策事業</b> 13 機器借上料	<b>△330</b> △330
計	208,356	△1,210	207,146				△1,210				

## (款) 2 総務費

## (項) 3 戸籍住民基本台帳費

1戸籍住民基本台帳費	113,115	4,400	117,515	4,400				12 委託料	4,400	<b>03 住民基本台帳事業</b> 12 個人番号カード所有者の転入・転出手続ワンストップ化システム改修業務委託	<b>4,400</b> 4,400
計	114,517	4,400	118,917	4,400							

## (款) 2 総務費

## (項) 5 統計調査費

2基幹統計費	2,308	△550	1,758	△550				1 報酬	△550	<b>02 基幹統計調査事業</b> 1 統計調査員報酬	<b>△550</b> △550
計	2,645	△550	2,095	△550							

## (款) 3 民生費

## (項) 1 社会福祉費

1社会福祉総務費	1,121,790	12,570	1,134,360	△678			13,248	27 繰出金	12,570	<b>13 国民健康保険特別会計繰出事業</b> 27 国民健康保険特別会計繰出金	<b>12,570</b> 12,570
----------	-----------	--------	-----------	------	--	--	--------	--------	--------	--	-------------------------

## (款) 3 民生費

## (項) 1 社会福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国庫支出金	地方債	その他				
2 老人福祉費	112,626	△7,286	105,340				△7,286	19 扶助費	△7,286	<b>02 老人ホーム入所措置事務事業</b> <b>△7,286</b> 19 老人保護措置費 <b>△7,286</b>
4 国民年金費	5,184	341	5,525				341	22 償還金、利子及び割引料	341	<b>02 国民年金事務事業</b> <b>341</b> 22 国庫支出金等超過交付返還金 341
6 老人医療費	543,481	259	543,740	194			65	27 繰出金	259	<b>03 後期高齢者医療事業</b> <b>259</b> 27 後期高齢者医療特別会計繰出金 259
計	3,782,277	5,884	3,788,161	△484			6,368			

## (款) 3 民生費

## (項) 2 児童福祉費

1 児童福祉総務費	18,078	△500	17,578				△500	1 報酬	△500	<b>02 家庭児童相談事業</b> <b>△500</b> 1 会計年度任用職員（家庭児童相談員等）報酬 <b>△500</b>
2 児童措置費	1,461,660	△85,024	1,376,636	△71,911			△13,113	12 委託料 18 負担金、補助及び交付金 19 扶助費	△1,518 △26,500 △57,006	<b>02 児童扶養手当支給事業</b> <b>△12,969</b> 12 児童扶養手当システム改修委託 <b>△1,518</b> 18 子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分） <b>△1,500</b> 19 児童扶養手当 <b>△9,951</b> <b>05 児童手当支給事業</b> <b>△72,055</b> 18 子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分） <b>△10,000</b> 18 子育て世帯への臨時特別給付金 <b>△15,000</b> 19 児童手当 <b>△47,055</b>
3 保育所費	367,911	△25,820	342,091				△25,820	1 報酬 3 職員手当等 4 共済費 8 旅費	△15,300 △3,900 △4,400 △2,220	<b>03 第一保育所管理運営事業</b> <b>△9,820</b> 1 会計年度任用職員（保育士等）報酬 <b>△6,100</b> 3 会計年度任用職員期末手当 <b>△1,600</b> 4 会計年度任用職員社会保険料 <b>△1,500</b> 8 会計年度任用職員費用弁償 <b>△620</b> <b>05 やまゆり保育所管理運営事業</b> <b>△4,900</b> 1 会計年度任用職員（保育士等）報酬 <b>△2,400</b> 3 会計年度任用職員期末手当 <b>△900</b> 4 会計年度任用職員社会保険料 <b>△900</b>

## (款) 3 民生費

## (項) 2 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
(3保育所費)									8 会計年度任用職員費用弁償 $\Delta 700$ <b>09 わかぐり保育所管理運営事業</b> <b><math>\Delta 11,100</math></b> 1 会計年度任用職員(保育士等)報酬 $\Delta 6,800$ 3 会計年度任用職員期末手当 $\Delta 1,400$ 4 会計年度任用職員社会保険料 $\Delta 2,000$ 8 会計年度任用職員費用弁償 $\Delta 900$	
4 児童福祉施設費	1,123,770	$\Delta 60,237$	1,063,533	$\Delta 54,404$			$\Delta 5,833$	12 委託料 $\Delta 17,592$ <b>02 広域委託事業</b> <b><math>\Delta 8,760</math></b> 18 負担金、補助及び交付金 $\Delta 21,677$ <b>03 民間保育所事業</b> <b><math>\Delta 8,832</math></b> <b>04 民間保育所事業(政策)</b> <b><math>\Delta 21,677</math></b> 19 扶助費 $\Delta 20,968$ 12 民間保育所入所委託 $\Delta 8,832$ 18 子ども・子育て支援交付金 $\Delta 37,503$ 18 民間保育所乳児等保育事業補助金 $\Delta 1,805$ 18 障害児保育事業補助金 22,191 18 新型コロナウイルス感染症保育緊急対策事業補助金 $\Delta 4,560$ <b>05 認定こども園事業</b> <b><math>\Delta 20,032</math></b> 19 市内認定こども園給付費 $\Delta 5,456$ 19 施設等利用費(認定こども園) 249 19 施設等利用費(幼稚園) $\Delta 827$ 19 市外私立認定こども園給付費 $\Delta 13,998$ <b>06 家庭的保育等事業</b> <b><math>\Delta 936</math></b> 19 市内地域型保育給付費 2,225 19 市外地域型保育給付費 $\Delta 3,161$		
6 放課後児童健全育成事業費	484,063	$\Delta 65,361$	418,702	$\Delta 19,824$	$\Delta 26,300$		$\Delta 19,237$	14 工事請負費 $\Delta 74,946$ <b>02 放課後児童健全育成事業(財源振替)</b> 18 負担金、補助及び交付金 9,585 <b>03 放課後児童健全育成事業(政策)</b> <b><math>\Delta 65,361</math></b> 14 千代田中地区放課後児童クラブ施設整備工事 $\Delta 74,946$ 18 放課後児童クラブ民営補助金 9,585		

## (款) 3 民生費

## (項) 2 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
7 少子化対策事業費	18,057	△1,034	17,023	△517			△517	18 負担金、補助及び交付金	△1,034	<b>03 子育て支援事業（政策）</b> 18 多子世帯保育料軽減事業費 助成金	<b>△1,034</b>  △1,034
計	3,534,093	△237,976	3,296,117	△146,656	△26,300		△65,020				

## (款) 4 衛生費

## (項) 1 保健衛生費

1 保健衛生総務費	586,496	△18,140	568,356	△11,728		△614	△5,798	18 負担金、補助及び交付金	△18,140	<b>11 浄化槽設置整備事業（政策）</b> 18 浄化槽等設置事業費補助金	<b>△18,140</b> △18,140
2 母子保健事業費	62,317	△7,112	55,205				△7,112	12 委託料 22 償還金、利子及び割引料	△8,400 1,288	<b>02 母子保健事業</b> 12 妊婦・乳児健診委託 22 国庫負担金等返還金	<b>△7,112</b> △8,400 1,288
4 予防費	121,180	△22,900	98,280				△22,900	12 委託料	△22,900	<b>02 法定予防接種事業</b> 12 予防接種委託	<b>△22,900</b> △22,900
5 保健センター費	103,162	0	103,162		△900		900			<b>02 保健センター管理事業（財源振替）</b>	
6 環境保全対策費	402,830	△5,992	396,838		5,700		△11,692	10 需用費 12 委託料 18 負担金、補助及び交付金 22 償還金、利子及び割引料	△4,377 △6,390 △16,320 21,095	<b>03 環境美化事業（政策）</b> 12 市内一斉清掃収集業務委託 <b>05 公害防止対策事業（政策）</b> 12 河川水質等調査業務委託 12 自動車騒音常時監視調査業務委託 <b>09 一般廃棄物処理事業（政策）</b> 18 霞台厚生施設組合負担金 <b>23 新治地方広域事務組合解散事務事業（令和3年度精算分）</b> 10 光熱水費 <b>24 新治地方広域事務組合解散事務事業（令和2年度繰越分）</b> 10 燃料費 10 印刷製本費 12 焼却灰処分委託 12 ごみ焼却施設運転管理委託 12 草木堆肥化处理委託 22 旧新治地方広域事務組合剰余金構成市返還金	<b>△1,352</b> △1,352 <b>△700</b> △479 △221 <b>△16,320</b> △16,320 <b>△3,865</b> △3,865 <b>16,245</b> △270 △242 △1,084 △2,222 △1,032 21,095

## (款) 4 衛生費

## (項) 1 保健衛生費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源	その他	一財		区分	金額		
											国県支出金
7旧新治地方広域事務組合施設解体費	677,440	△143,295	534,145	37,910	△174,600	△5,706	△899	12 委託料 14 工事請負費	△1,195 △142,100	<b>02 旧新治地方広域事務組合施設解体事業(政策)</b> 12 旧新治地方広域事務組合施設解体監理業務委託 14 ごみ焼却施設等解体工事	<b>△143,295</b> △1,195 △142,100
計	2,002,908	△197,439	1,805,469	26,182	△169,800	△6,320	△47,501				

## (款) 6 農林水産業費

## (項) 1 農業費

3 農業振興費	132,918	△50,169	82,749	△49,580			△589	7 報償費	△884	<b>08 有害鳥獣対策事業(政策)</b> 7 鳥獣駆除謝礼 7 有害鳥獣捕獲処理謝礼 12 有害鳥獣捕獲事業委託 <b>09 農業振興事業</b> 18 農業次世代人材投資資金経営開始型補助金 18 産地生産基盤パワーアップ事業補助金 <b>10 農業振興事業(政策)</b> 18 認定農業者連絡協議会補助金 18 農業三士の会補助金	<b>△1,184</b> △284 △600 △300 <b>△48,475</b> △6,760 △41,715 <b>△510</b> △220 △290
								12 委託料	△300		
								18 負担金、補助及び交付金	△48,985		
6 水田農業対策費	43,045	△872	42,173	△872				18 負担金、補助及び交付金	△872	<b>02 米政策推進事業</b> 18 経営所得安定対策等推進事務費補助金	<b>△872</b> △872
7 農地利用対策費	5,539	240	5,779	240				10 需用費	240	<b>03 農用地利用集積特別対策事業(政策)</b> 10 消耗品費	<b>240</b> 240
8 農地費	211,081	△28,037	183,044	△21,927			△6,110	12 委託料	△409	<b>08 農地維持・資源向上対策事業</b> 12 現地確認業務委託 18 農地維持・資源向上対策交付金 <b>10 県単土地改良事業(財源振替)</b>	<b>△28,037</b> △409 △27,628
								18 負担金、補助及び交付金	△27,628		
計	846,658	△78,838	767,820	△72,139			△6,699				

## (款) 6 農林水産業費

## (項) 2 林業費

1 林業振興費	16,039	△5,090	10,949	△2,300			△2,790	12 委託料	△5,090	<b>02 林業振興事業</b> 12 身近なみどり整備推進事業委託	<b>△5,090</b> △2,300
---------	--------	--------	--------	--------	--	--	--------	--------	--------	---------------------------------------	-------------------------

## (款) 6 農林水産業費

## (項) 2 林業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
(1 林業振興費)									12 森林整備事業等委託	△2,790
計	16,039	△5,090	10,949	△2,300		△2,790				

## (款) 6 農林水産業費

## (項) 3 水産業費

1 水産業振興費	17,659	△830	16,829				△830	18 負担金、補助及び交付金	△830	<b>03 水産振興事業（政策）</b> 18 水産加工特産品キャンペーン事業補助金	<b>△830</b> △830
計	17,659	△830	16,829				△830				

## (款) 7 商工費

## (項) 1 商工費

2 商工振興費	631,468	△59,266	572,202	△1,549		△37,182	△20,535	11 役務費	△965	<b>10 企業立地促進事業（政策）</b> 18 企業立地促進助成金	<b>△29,870</b> △29,870		
								12 委託料	△9,733			<b>12 地域ポイント推進事業（政策）</b> 18 地域ポイント事業運営委員会補助金	<b>△4,624</b> △4,624
								18 負担金、補助及び交付金	△48,568				
3 観光費	162,126	△1,268	160,858				△1,268	12 委託料	△660	<b>09 雪入ふれあいの里公園等管理運営事業（政策）</b> 12 三ツ石森林公園周辺遊歩道用地測量業務委託	<b>△660</b> △660		
								13 使用料及び賃借料	△608			<b>13 観光サイクリング事業（政策）</b> 13 自転車借上料	<b>△608</b> △608
4 歩崎公園管理費	43,057	△125	42,932				△125	10 需用費	△860	<b>02 農村環境改善センター管理運営事業</b> 10 燃料費 10 光熱水費	<b>△860</b> △210 △650		
								21 補償、補填及び賠償金	735			<b>06 水族館管理運営事業（政策）</b> 21 施設管理費補填	<b>735</b> 735
計	893,126	△60,659	832,467	△1,549		△37,182	△21,928						

## (款) 8 土木費

## (項) 2 道路橋梁費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 道路橋梁維持費	238,375	△1,961	236,414				△1,961	12 委託料	△1,961	<b>02 道路維持管理事業</b> 12 道路台帳補正委託	<b>△1,961</b> △1,961
2 道路橋梁新設改良費	274,712	△18,785	255,927		800		△19,585	12 委託料	△18,785	<b>05 市道整備事業(政策)</b> 12 路線及び用地測量業務委託	<b>△18,785</b> △18,785
計	513,087	△20,746	492,341		800		△21,546				

## (款) 8 土木費

## (項) 3 河川費

1 河川改良費	6,079	0	6,079		△800		800			<b>02 河川維持管理事業(財源振替)</b>	
計	6,079	0	6,079		△800		800				

## (款) 8 土木費

## (項) 4 都市計画費

1 都市計画総務費	875,300	△21,486	853,814	△1,400			△20,086	12 委託料 18 負担金、補助及び交付金	△4,686 △16,800	<b>04 都市計画調整事業(政策)</b> 12 都市計画基礎調査業務委託 12 区域指定危険箇所除外業務委託 18 住まいるマイホーム応援補助金	<b>△21,486</b> △2,783 △1,903 △16,800
計	891,595	△21,486	870,109	△1,400			△20,086				

## (款) 9 消防費

## (項) 1 消防費

1 常備消防費	648,299	△2,788	645,511				△2,788	18 負担金、補助及び交付金	△2,788	<b>03 常備消防事業</b> 18 職員研修負担金 18 茨城消防救急無線・指令センター運営協議会負担金	<b>△2,788</b> △500 △2,288
2 非常備消防費	67,685	△9,348	58,337		△7,550		△1,798	1 報酬 7 報償費 18 負担金、補助及び交付金	△513 △7,550 △1,285	<b>02 消防団運営事業</b> 1 団員報酬 7 消防団員退職報償金 18 茨城県消防協会理事研修負担金 18 茨城県立消防学校入校負担金 18 茨城県消防ポンプ操法競技大会県南北部地区大会運営負担金 18 消防団員研修負担金	<b>△8,648</b> △513 △7,550 △100 △129 △100 △256
										<b>03 消防団運営事業(政策)</b>	<b>△700</b>



## (款) 9 消防費

## (項) 1 消防費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源		一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債					その他
(2)非常備消防費									18 茨城県消防ポンプ操法競技大会県南北部地区大会出場補助金 △700	
4災害対策費	103,383	△1,354	102,029		△15,400		14,046	17 備品購入費	△1,354	<b>05 災害対策事業</b> 17 災害備蓄品防災倉庫 △1,354
計	855,695	△13,490	842,205		△15,400	△7,550	9,460			

## (款) 10 教育費

## (項) 1 教育総務費

2事務局費	110,751	△5,810	104,941				△5,810	13 使用料及び賃借料	△5,810	<b>03 教育委員会事務局運営事業</b> 13 バス借上料 △5,810
3教育振興対策費	159,466	△19,494	139,972				△19,494	1 報酬	△5,470	<b>04 教育指導事業 (政策)</b> 7 講師謝礼 △640 <b>06 学校支援員設置事業</b> 1 会計年度任用職員 (学校支援員) 報酬 △4,820 3 会計年度任用職員期末手当 △1,230 4 会計年度任用職員社会保険料 △1,340 8 会計年度任用職員費用弁償 △1,240 <b>21 教育推進団体設置事業 (政策)</b> 18 教育研究会補助金 △1,830 <b>23 中学校部活動支援事業 (政策)</b> 13 車借上料 △4,400 18 中学校部活動補助金 △2,560 <b>30 学校統合推進事業 (政策)</b> 1 会計年度任用職員 (TT非常勤講師) 報酬 △650 10 消耗品費 △190 17 校旗等備品 △230 <b>31 子どもミライ学習事業 (政策)</b> 10 印刷製本費 △364
								3 職員手当等	△1,230	
								4 共済費	△1,340	
								7 報償費	△640	
								8 旅費	△1,240	
								10 需用費	△554	
								13 使用料及び賃借料	△4,400	
								17 備品購入費	△230	
								18 負担金、補助及び交付金	△4,390	
計	273,023	△25,304	247,719				△25,304			

## (款) 10 教育費

## (項) 2 小学校費

1小学校管理費	650,333	△35,756	614,577				△35,756	10 需用費	△565	<b>04 小学校管理運営事業</b> 12 教職員パソコン保守 △500 13 パソコン借上料 △170 13 校務支援システム使用料 △330 <b>05 小学校管理運営事業 (政策)</b> △32,410
								11 役務費	△1,339	
								12 委託料	△33,352	
計										

## (款) 10 教育費

## (項) 2 小学校費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
(1) 小学校管理費							13 使用料及び賃借料	△500	12 小学校スクールバス運行委託 △32,410 <b>06 小学校施設維持管理事業</b> <b>△2,346</b> 10 医薬材料費 △565 11 電話料 △600 11 手数料 △739 12 特殊建築物定期報告委託 △442	
2 小学校教育振興費	79,720	△4,125	75,595				△4,125	1 報酬 △1,900 7 報償費 △1,405 8 旅費 △820	<b>08 小学校就学支援事業</b> <b>△1,000</b> 7 入学記念品 △1,000 <b>10 小学校教育振興事業(政策)</b> <b>△3,125</b> 1 会計年度任用職員(TT非常勤講師等)報酬 △1,900 7 学びの広場講師謝金 △405 8 会計年度任用職員費用弁償 △820	
計	2,212,598	△39,881	2,172,717				△39,881			

## (款) 10 教育費

## (項) 3 中学校費

1 中学校管理費	225,044	△2,285	222,759				△2,285	12 委託料	△2,285	<b>02 中学校管理運営事業</b> <b>△1,000</b> 12 教職員パソコン保守 △1,000 <b>03 中学校管理運営事業(政策)</b> <b>△540</b> 12 霞ヶ浦中学校スクールバス運行委託 △540 <b>04 中学校施設維持管理事業</b> <b>△745</b> 12 特殊建築物定期報告委託 △745
2 中学校教育振興費	62,144	△1,390	60,754				△1,390	1 報酬 △700 4 共済費 △690		<b>04 中学校図書室運営事業(政策)</b> <b>△290</b> 1 会計年度任用職員(図書館司書)報酬 △290 <b>11 中学校教育振興事業(政策)</b> <b>△1,100</b> 1 会計年度任用職員(小中連携推進非常勤講師等)報酬 △410 4 会計年度任用職員社会保険料 △690
3 中学校整備費	43,330	△12,200	31,130		△3,700		△8,500	12 委託料	△12,200	<b>09 下稻吉中学校施設整備事業(政策)</b> <b>△12,200</b> 12 下稻吉中学校屋内運動場基本実施設計業務委託 △4,500 12 地質調査業務委託 △1,000 12 敷地測量等業務委託 △6,700
計	330,518	△15,875	314,643		△3,700		△12,175			

## (款) 10 教育費

## (項) 4 社会教育費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
2 公民館費	75,961	△3,401	72,560				△3,401	1 報酬 13 使用料及び賃借料	△699 △2,702	16 霞ヶ浦中地区公民館コミュニティ活動事業(政策) 13 車借上料 13 イベント機材等借上料 20 旧地区公民館管理事業 1 会計年度任用職員(事務補助)報酬 23 下稻吉中地区公民館コミュニティ活動事業(政策) 13 イベント機材等借上料	△1,902 △1,745 △157 △699 △699 △800 △800
4 図書館費	47,822	△1,586	46,236				△1,586	1 報酬	△1,586	03 図書館運営事業(政策) 1 会計年度任用職員(図書館司書等)報酬	△1,586 △1,586
5 歴史博物館費	57,968	△918	57,050				△918	11 役務費 12 委託料	△300 △618	02 歴史博物館管理運営事業 12 樹木等管理委託 12 燻蒸処理作業委託 03 歴史博物館管理運営事業(政策) 11 手数料	△618 △371 △247 △300 △300
計	254,058	△5,905	248,153				△5,905				

## (款) 10 教育費

## (項) 5 保健体育費

1 保健体育総務費	46,400	△1,896	44,504				△1,896	7 報償費	△795	05 市民ふれあいスポーツ推進事業(政策) 7 スポーツ教室講師謝礼 7 各種大会記念品 8 職員普通旅費 10 食糧費 11 保険料 18 B&Gインストラクター養成研修負担金 06 スポーツ団体育成事業 7 スポーツ推進委員謝礼	△1,519 △155 △263 △200 △240 △236 △425 △377 △377
								8 旅費	△200		
								10 需用費	△240		
								11 役務費	△236		
								18 負担金、補助及び交付金	△425		
2 体育施設管理費	206,588	△2,300	204,288				△2,300	10 需用費	△2,300	02 体育センター管理運営事業 10 光熱水費 03 わかぐり運動公園管理運営事業 10 光熱水費 04 多目的運動広場管理運営事業 10 光熱水費 06 第1常陸野公園管理運営事業	△500 △500 △500 △500 △500 △800

## (款) 10 教育費

## (項) 5 保健体育費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
(2) 体育施設管理費									10 光熱水費	△800
計	252,988	△4,196	248,792				△4,196			

## (款) 12 公債費

## (項) 1 公債費

1元 金	1,918,550	0	1,918,550			△200,000	200,000			<b>01 市償還事業(元金)</b> <b>(財源振替)</b>	
2利 子	109,861	△9,690	100,171				△9,690	22 償還金、利子及び割引料	△9,690	<b>01 市償還事業(利子)</b> 22 地方債利子	<b>△9,690</b> △9,690
計	2,028,421	△9,690	2,018,731			△200,000	190,310				

## 給 与 費 明 細 書

### 1 特別職

(単位 千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費					共 済 費	合 計	
		報 酬	給 料	期末手当 年間支給率 (月分)	その他 の手当	計			
補 正 後	長 等	3		23,004	7,386 (3.35)	3,193	33,583	4,483	38,066
	議 員	16	52,620		16,894 (3.35)		69,514	17,627	87,141
	その他の特別職	1,438	52,225				52,225	411	52,636
	計	1,457	104,845	23,004	24,280	3,193	155,322	22,521	177,843
補 正 前	長 等	3		23,004	7,386 (3.35)	3,193	33,583	4,483	38,066
	議 員	16	52,620		16,894 (3.35)		69,514	17,627	87,141
	その他の特別職	1,461	53,588				53,588	411	53,999
	計	1,480	106,208	23,004	24,280	3,193	156,685	22,521	179,206
比 較	長 等								
	議 員								
	その他の特別職	△ 23	△ 1,363				△ 1,363		△ 1,363
	計	△ 23	△ 1,363				△ 1,363		△ 1,363

### 2 一般職

#### (1)総括

(単位 千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				共 済 費	合 計
		報 酬	給 料	職員手当	計		
補正後	376 (13) 【 200】	【 276,598】	1,414,585	1,015,002 【 55,334】	2,429,587 【 331,932】	454,486 【 48,564】	2,884,073 【 380,496】
補正前	376 (13) 【 210】	【 302,753】	1,414,585	1,015,002 【 60,464】	2,429,587 【 363,217】	454,486 【 54,994】	2,884,073 【 418,211】
比 較	【△ 10】	【△ 26,155】		【△ 5,130】	【△ 31,285】	【△ 6,430】	【△ 37,715】

( )内は再任用短時間勤務職員数を別掲、【 】内は会計年度任用職員を別掲、会計年度任用職員の手当は期末手当のみとなる。

(単位 千円)

職員 手当 等の 内訳	区 分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	住居手当	通勤手当	時間外 勤務手当	特殊勤務 手当	管理職 手当	宿日直 手当	休日勤務 手当	夜間勤務 手当	退職手当	管理職員 特別勤務 手当	地域手当
	補正後		43,492	325,985	242,312	20,754	26,132	74,616	3,286	51,905	2,297	23,685	5,392	187,045	5,344
補正前		43,492	325,985	242,312	20,754	26,132	74,616	3,286	51,905	2,297	23,685	5,392	187,045	5,344	2,757
比 較															

議案第10号

令和3年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

令和3年度かすみがうら市の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ202,214千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,255,348千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年3月3日提出

かすみがうら市長 坪井 透

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 県 支 出 金		2,894,239	128,000	3,022,239
	1 県 補 助 金	2,894,238	128,000	3,022,238
6 繰 入 金		307,465	12,570	320,035
	1 一 般 会 計 繰 入 金	307,464	12,570	320,034
7 繰 越 金		1	61,644	61,645
	1 繰 越 金	1	61,644	61,645
歳 入 合 計		4,053,134	202,214	4,255,348

歳 出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保 険 給 付 費		2,857,224	128,000	2,985,224
	1 療 養 諸 費	2,480,767	123,000	2,603,767
	2 高 額 療 養 費	354,646	5,000	359,646
6 保 健 事 業 費		60,803	1,762	62,565
	1 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	40,660	1,762	42,422
7 基 金 積 立 金		9,689	72,452	82,141
	1 基 金 積 立 金	9,689	72,452	82,141
歳 出 合 計		4,053,134	202,214	4,255,348



歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税	836,367	0	836,367
2 使用料及び手数料	600	0	600
3 国庫支出金	1	0	1
4 県支出金	2,894,239	128,000	3,022,239
5 財産収入	2	0	2
6 繰入金	307,465	12,570	320,035
7 繰越金	1	61,644	61,645
8 諸収入	14,459	0	14,459
歳入合計	4,053,134	202,214	4,255,348

歳 出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総 務 費	50,553	0	50,553				
2 保 険 給 付 費	2,857,224	128,000	2,985,224	128,000			
3 国民健康保険事業費納付金	1,054,758	0	1,054,758				
4 共 同 事 業 拠 出 金	1	0	1				
5 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金	1	0	1				
6 保 健 事 業 費	60,803	1,762	62,565				1,762
7 基 金 積 立 金	9,689	72,452	82,141				72,452
8 諸 支 出 金	5,105	0	5,105				
9 予 備 費	15,000	0	15,000				
歳 出 合 計	4,053,134	202,214	4,255,348	128,000			74,214

## 2 歳 入

## (款) 4 県支出金

## (項) 1 県補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 保険給付費等交付金	2,894,238	128,000	3,022,238	1 普通交付金	128,000	普通交付金
計	2,894,238	128,000	3,022,238			

## (款) 6 繰入金

## (項) 1 一般会計繰入金

1 一般会計繰入金	307,464	12,570	320,034	1 一般会計繰入金	12,570	国保財政安定化支援事業分 1,114 保険基盤安定繰入金（支援分） △1,737 保険基盤安定繰入金（軽減分） 833 保健事業分 12,360
計	307,464	12,570	320,034			

## (款) 7 繰越金

## (項) 1 繰越金

1 繰越金	1	61,644	61,645	1 その他の繰越金	61,644	前年度繰越金
計	1	61,644	61,645			

3 歳 出

(款) 2 保険給付費

(項) 1 療養諸費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 一般被保険者療養給付費	2,448,813	123,000	2,571,813	123,000			18 負担金、補助及び交付金	123,000	<b>01 一般被保険者療養給付事業</b> 18 一般被保険者療養給付費	<b>123,000</b> 123,000
計	2,480,767	123,000	2,603,767	123,000						

(款) 2 保険給付費

(項) 2 高額療養費

1 一般被保険者高額療養費	353,864	5,000	358,864	5,000			18 負担金、補助及び交付金	5,000	<b>01 一般被保険者高額療養事業</b> 18 一般被保険者高額療養費	<b>5,000</b> 5,000
計	354,646	5,000	359,646	5,000						

(款) 6 保健事業費

(項) 1 特定健康診査等事業費

1 特定健康診査等事業費	40,660	1,762	42,422				22 償還金、利子及び割引料	1,762	<b>01 特定健康診査等事業</b> 22 令和2年度茨城県国民健康保険給付費等交付金返還金	<b>1,762</b> 1,762
計	40,660	1,762	42,422					1,762		

(款) 7 基金積立金

(項) 1 基金積立金

1 支払準備基金積立金	9,689	72,452	82,141				24 積立金	72,452	<b>01 支払準備基金積立金事業</b> 24 国保支払準備基金積立金	<b>72,452</b> 72,452
計	9,689	72,452	82,141					72,452		

議案第11号

令和3年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和3年度かすみがうら市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,362千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ910,409千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年3月3日提出

かすみがうら市長 坪井 透

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰 入 金		505,586	259	505,845
	1 一 般 会 計 繰 入 金	505,586	259	505,845
4 繰 越 金		848	6,103	6,951
	1 繰 越 金	848	6,103	6,951
歳 入 合 計		904,047	6,362	910,409

歳 出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		898,111	259	898,370
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	898,111	259	898,370
3 諸 支 出 金		1,001	6,103	7,104
	2 繰 出 金	1	6,103	6,104
歳 出 合 計		904,047	6,362	910,409

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料	396,611	0	396,611
2 使用料及び手数料	1	0	1
3 繰入金	505,586	259	505,845
4 繰越金	848	6,103	6,951
5 諸収入	1,001	0	1,001
歳入合計	904,047	6,362	910,409



## 歳 出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総 務 費	3,935	0	3,935				
2 後期高齢者医療広域連合納付金	898,111	259	898,370				259
3 諸 支 出 金	1,001	6,103	7,104				6,103
4 予 備 費	1,000	0	1,000				
歳 出 合 計	904,047	6,362	910,409				6,362

2 歳 入

(款) 3 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
3 保険基盤安定繰入金	101,602	259	101,861	1 保険基盤安定繰入金	259	保険基盤安定繰入金
計	505,586	259	505,845			

(款) 4 繰越金

(項) 1 繰越金

1 繰越金	848	6,103	6,951	1 繰越金	6,103	繰越金
計	848	6,103	6,951			

3 歳 出

(款) 2 後期高齢者医療広域連合納付金

(項) 1 後期高齢者医療広域連合納付金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
1 後期高齢者医療広域連合納付金	898,111	259	898,370				259	18 負担金、補助及び交付金	259	<b>01 後期高齢者医療広域連合納付事業</b> 18 保険基盤安定納付金	<b>259</b> 259
計	898,111	259	898,370				259				

(款) 3 諸支出金

(項) 2 繰出金

1 一般会計繰出金	1	6,103	6,104				6,103	27 繰出金	6,103	<b>01 一般会計繰出事業</b> 27 一般会計繰出金	<b>6,103</b> 6,103
計	1	6,103	6,104				6,103				

議案第12号

令和3年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第3号）

令和3年度かすみがうら市の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ34,404千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,943,155千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年3月3日提出

かすみがうら市長 坪井 透

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 繰入金		700,768	10,403	711,171
	2 基金繰入金	95,558	10,403	105,961
8 繰越金		8,984	24,001	32,985
	1 繰越金	8,984	24,001	32,985
歳入合計		3,908,751	34,404	3,943,155

歳 出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 諸 支 出 金		8,800	34,404	43,204
	3 繰 出 金	1	34,404	34,405
歳 出 合 計		3,908,751	34,404	3,943,155

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 保険料	813,500	0	813,500
2 使用料及び手数料	100	0	100
3 国庫支出金	823,987	0	823,987
4 支払基金交付金	988,247	0	988,247
5 県支出金	551,777	0	551,777
6 財産収入	35	0	35
7 繰入金	700,768	10,403	711,171
8 繰越金	8,984	24,001	32,985
9 諸収入	10,024	0	10,024
10 介護サービス収入	11,329	0	11,329
歳入合計	3,908,751	34,404	3,943,155

歳 出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総 務 費	95,038	0	95,038				
2 保 険 給 付 費	3,659,391	0	3,659,391				
3 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金	1	0	1				
4 地 域 支 援 事 業 費	120,807	0	120,807				
5 介 護 サ ー ビ ス 事 業 費	14,679	0	14,679				
6 基 金 積 立 金	35	0	35				
7 諸 支 出 金	8,800	34,404	43,204				34,404
8 予 備 費	10,000	0	10,000				
歳 出 合 計	3,908,751	34,404	3,943,155				34,404



## 2 歳 入

## (款) 7 繰入金

## (項) 2 基金繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 介護給付費準備基金 繰 入 金	95,558	10,403	105,961	1 介護給付費準備 基金繰入金	10,403	介護給付費準備基金繰入金
計	95,558	10,403	105,961			

## (款) 8 繰越金

## (項) 1 繰越金

1 繰 越 金	8,984	24,001	32,985	1 繰 越 金	24,001	前年度繰越金
計	8,984	24,001	32,985			

3 歳 出

(款) 7 諸支出金

(項) 3 繰出金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
1 一般会計繰出金	1	34,404	34,405				34,404	27 繰出金	34,404	<b>01 一般会計繰出事業</b>	<b>34,404</b>
計	1	34,404	34,405				34,404			27 一般会計繰出金	34,404

議案第19号

旧下大津小学校解体工事請負契約の締結について

かすみがうら市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年かすみがうら市条例第51号）第2条の規定により、次のとおり工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求める。

令和4年3月3日提出

かすみがうら市長 坪井 透

- 1 工 事 名 旧下大津小学校解体工事
- 2 工 事 場 所 かすみがうら市 加茂 地内
- 3 契 約 の 方 法 一般競争入札による契約
- 4 契 約 金 額 200,673,000円
- 5 契 約 の 相 手 方 よこすか・萩原特定建設工事共同企業体  
代表者 茨城県ひたちなか市東大島4丁目13番11号  
有限会社 よこすか建設  
代表取締役 横須賀 健一  
構成員 茨城県かすみがうら市三ツ木202-4  
株式会社 萩原工務店  
代表取締役 萩原 友志

議案第20号

財産の貸付けについて

財産を下記のとおり減額貸付けするため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

令和4年3月3日提出

かすみがうら市長 坪井 透

1 減額貸付けする財産

土地 かすみがうら市坂2025番1、2025番2、2039番1、  
2039番2、2039番5、2039番10、2039番11、  
2039番12、2039番13、2039番14、2042番、  
2042番1、2042番3、2042番4、2043番1、2  
043番2、2043番3、2043番4、2043番5、20  
44番1、2044番2、2044番3、2044番4、204  
5番、2045番2、2045番3、2045番4、2046番、  
2047番、2047番2、2047番3、2049番1、20  
49番5、2050番3、4640番

地籍 22811.56平方メートル

建物

(1) 校舎

構造 鉄筋コンクリート 2階建て

延べ床面積 1,895平方メートル

(2) 校舎

構造 鉄筋コンクリート 2階建て

延べ床面積 599平方メートル

(3) ランチルーム

構造 木造 1階建て

延べ床面積 195平方メートル

(4) プール

延べ床面積 664.75平方メートル

(5) プール付属屋

構造 木造 1階建て

延べ床面積 77平方メートル

2 減額貸付けの相手方

東京都渋谷区代官山町9番10号

株式会社 運動会屋

代表取締役 米司 隆明

3 貸付期間

令和4年4月1日から令和14年3月31日まで

4 減額後の貸付料

年額1,000,000円

5 減額貸付けの理由

当該財産について、廃校施設の有効活用、地域活性化、市負担経費の削減が図られるため、減額貸付けを行うもの。

議案第 21 号

市の境界変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 7 条第 1 項の規定により、令和 5 年 1 月 1 日からかすみがうら市と土浦市との境界を別記のとおり変更することを茨城県知事に申請したいので、同条第 6 項の規定に基づき議会の議決を求め  
る。

令和 4 年 3 月 3 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

## 別 記

### 境界変更調書

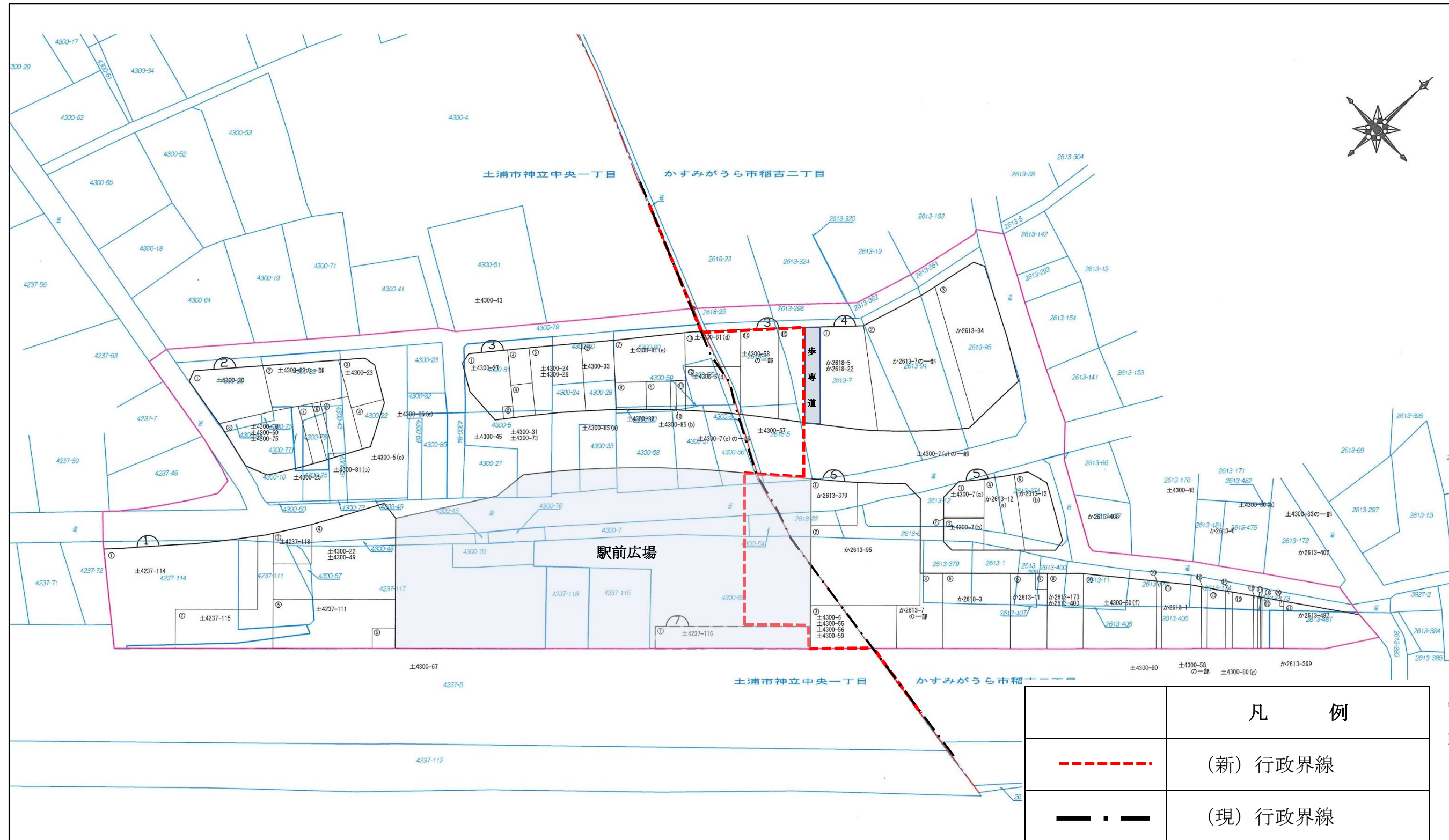
#### 土浦市に編入する区域

かすみがうら市稲吉二丁目 2613 の 7 の一部、2618 の 3 の一部、2618 の 5 の一部及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部

#### かすみがうら市に編入する区域

土浦市神立中央一丁目 4300 の 6 の一部、4300 の 7 の一部、4300 の 54、4300 の 56 の一部、4300 の 68 の一部及びこれらの区域に介在する道路である公有地の全部

# 神立駅西口地区土地区画整理事業



凡 例	
	(新) 行政界線
	(現) 行政界線



議案第 22 号

境界変更に伴う財産処分について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 7 条第 5 項の規定により、かすみ  
がうら市と土浦市との境界変更に伴う財産処分を、別記のとおり関係市協議の  
うえ定めたいので、同条第 6 項の規定に基づき議会の議決を求める。

令和 4 年 3 月 3 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

別 記

境界変更に伴う財産処分に関する協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第5項の規定により、土浦市とかすみがうら市との境界変更に伴う財産処分は、次のとおりとする。

なお、この効力は、境界変更の効力の発生する日から生ずるものとする。

令和4年 月 日 提 出

土浦市長 安 藤 真 理 子

かすみがうら市長 坪 井 透

- 1 かすみがうら市が所有する次の土地は、境界変更にかかわらず従前のおりかすみがうら市が所有する。

かすみがうら市稲吉二丁目2613の7の一部、2618の3の一部、2618の5の一部の区域に隣接する道路である公有地の全部

(参考資料)

付議事件（条例）条文新旧対照表

**行政手続の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例 新旧対照表**

**かすみがうら市公告式条例 新旧対照表(第1条関係)**

改正前	改正後
(規程の公表) 第4条 規則を除くほか、市長の定める規程を公表しようとするときは、公表の旨の本文、年月日及び市長名を記入して、 <b><u>市長印を押さ</u></b> なければならない。 2 (略)	(規程の公表) 第4条 規則を除くほか、市長の定める規程を公表しようとするときは、公表の旨の本文、年月日及び市長名を記入しなければならない。 2 (略)
(市の機関の定める規則及び規程の公表) 第5条 第2条の規定は、教育委員会を除く市の機関の定める規則で公表を要するものについて準用する。この場合において、同条第1項中「市長」とあるのは、「当該機関又は当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。 2 前条の規定は、教育委員会を除く市の機関の定める規程で公表を要するものについて準用する。この場合において、同条第1項中「市長名」とあるのは「 <b><u>当該機関名又は当該機関を代表する者</u></b> 」と、 <b><u>「市長印」とあるのは「当該機関の印又は当該機関を代表する者の印」</u></b> と読み替えるものとする。	(市の機関の定める規則及び規程の公表) 第5条 第2条の規定は、教育委員会を除く市の機関の定める規則で公表を要するものについて準用する。この場合において、同条第1項中「市長」とあるのは、「当該機関又は当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。 2 前条の規定は、教育委員会を除く市の機関の定める規程で公表を要するものについて準用する。この場合において、同条第1項中「市長名」とあるのは「 <b><u>当該機関名又は当該機関を代表する者</u></b> 」と読み替えるものとする。

**かすみがうら市固定資産評価審査委員会条例 新旧対照表(第2条関係)**

改正前	改正後
(審査の申出) 第4条 法第432条の規定による審査の申出は、審査申出書正副各2通を委員会に提出してこれをしなければならない。 2及び3 (略)	(審査の申出) 第4条 法第432条の規定による審査の申出は、審査申出書正副各2通を委員会に提出してこれをしなければならない。 2及び3 (略)

<p><b>4 審査申出書には、審査申出人(審査申出人が法人その他の社団又は財団であるときは代表者又は管理人、総代を互選したときは総代、代理人によって審査の申出をするときは代理人)が押印しなければならない。</b></p> <p><b>5及び6</b> (略)</p>	<p><b>4及び5</b> (略)</p>
<p>(審査申出人の口頭による意見陳述)</p> <p>第7条 委員会は、法第433条第2項ただし書の規定により審査申出人に口頭で意見を述べる機会を与える場合には、あらかじめ、その日時及び場所を審査申出人に通知しなければならない。</p> <p>2 書記は、前項の意見陳述について調書を作成しなければならない。</p> <p>3 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、<b>意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印</b>しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p><b>(3)</b> その他必要な事項</p>	<p>(審査申出人の口頭による意見陳述)</p> <p>第7条 委員会は、法第433条第2項ただし書の規定により審査申出人に口頭で意見を述べる機会を与える場合には、あらかじめ、その日時及び場所を審査申出人に通知しなければならない。</p> <p>2 書記は、前項の意見陳述について調書を作成しなければならない。</p> <p>3 前項の調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p><b>(3) 意見を聴いた委員及び調書を作成した書記の氏名</b></p> <p><b>(4)</b> その他必要な事項</p>
<p>(口頭審理)</p> <p>第8条 口頭審理の指揮は、委員会が指定する審査長が行う。</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 委員会は、関係者(審査申出人及び市長を除く。)に対し、その請求により口頭による証言に代えて、口述書の提出を許すことができる。</p> <p>5 前項の口述書には次に掲げる事項を記載し、<b>提出者がこれに署名押印</b>しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>6 (略)</p>	<p>(口頭審理)</p> <p>第8条 口頭審理の指揮は、委員会が指定する審査長が行う。</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 委員会は、関係者(審査申出人及び市長を除く。)に対し、その請求により口頭による証言に代えて、口述書の提出を許すことができる。</p> <p>5 前項の口述書には次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>6 (略)</p>

<p>7 書記は、口頭審理について調書を作成しなければならない。</p> <p>8 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、<b><u>審理を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印</u></b>しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><b><u>(5)</u></b> その他必要な事項</p>	<p>7 書記は、口頭審理について調書を作成しなければならない。</p> <p>8 前項の調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><b><u>(5)</u></b> <b><u>審理を行った委員及び調書を作成した書記の氏名</u></b></p> <p><b><u>(6)</u></b> その他必要な事項</p>
<p>(実地調査)</p> <p>第9条 書記は、実地調査について調書を作成しなければならない。</p> <p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、<b><u>調査を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印</u></b>しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><b><u>(4)</u></b> その他必要な事項</p>	<p>(実地調査)</p> <p>第9条 書記は、実地調査について調書を作成しなければならない。</p> <p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><b><u>(4)</u></b> <b><u>調査を行った委員及び調書を作成した書記の氏名</u></b></p> <p><b><u>(5)</u></b> その他必要な事項</p>
<p>(議案についての調書)</p> <p>第11条 書記は、第7条から第9条までに規定するもののほか、委員会の議事について調書を作成しなければならない。</p> <p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、<b><u>議事に関与した委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印</u></b>しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><b><u>(4)</u></b> その他必要な事項</p>	<p>(議案についての調書)</p> <p>第11条 書記は、第7条から第9条までに規定するもののほか、委員会の議事について調書を作成しなければならない。</p> <p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><b><u>(4)</u></b> <b><u>議事に関与した委員及び調書を作成した書記の氏名</u></b></p> <p><b><u>(5)</u></b> その他必要な事項</p>

かすみがうら市職員のサービスの宣誓に関する条例 新旧対照表(第3条関係)

【改正前】

別記様式(第2条関係)

宣 誓 書

私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として、誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏 名 \_\_\_\_\_ ㊟

**【改正後】**

別記様式(第2条関係)

宣 誓 書

私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として、誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏 名 \_\_\_\_\_

かすみがうら市火入れに関する条例 新旧対照表(第4条関係)

改正前	改正後
<p>(許可の申請)</p> <p>第2条 法第21条第1項の規定に基づき火入れの許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、火入れを行おうとする期間(以下「火入予定期間」という。)の開始する日の7日前までに、様式第1号に<u>よる</u> <u>申請書2通に、次の</u>各号に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(許可の申請)</p> <p>第2条 法第21条第1項の規定に基づき火入れの許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、火入れを行おうとする期間(以下「火入予定期間」という。)の開始する日の7日前までに、様式第1号に<u>次の</u> 各号に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>





【改正後】

様式第1号(第2条関係)

火 入 許 可 申 請 書		
年 月 日		
かすみがうら市長		
申請者 住所 氏名 _____		
次のとおり火入れを行いたいので許可されたく、かすみがうら市火入れに関する条例第2条の規定により申請します。		
火 入 地	所在地	
	所有者 (管理者)	
	地種区分	保安林( )、普通林、原野、その他( )
	所有区分	国有地( )、公有地( )、私有地( )
	面積	総面積 _____ヘクタール
火入期間	年 月 日～ 年 月 日( 日間)	
火入目的	1 地ごしらえ 2 開墾準備 3 害虫駆除 4 焼畑 5 採草地改良	
火入方法		
防 火 体 制	火入従事者	男 人、 女 人、 計 人
	防火帯	延長 _____メートル、 幅員 _____メートル
	器具	
火入責任者		
備考	(添付書類 通)	

(注) 1 保安林の( )の中には保安林種を記入、2 その他の( )には土地現況を記入、3  
所有区分の( )には、所有形態の細分(部分林、地区有林、社寺有林等)を記入

かすみがうら市税条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(身体障害者等に対する種別割の減免)</p> <p>第 90 条 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。</p> <p>(1) 身体に障害を有し歩行が困難な者(以下「身体障害者」という。)又は精神に障害を有し歩行が困難な者(以下「精神障害者」という。)が所有する軽自動車等(身体障害者<b>で年齢 18 歳未満の者</b>又は精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。)で<b>当該身体障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者(以下「身体障害者等」という。)</b>のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)のために当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者が運転するもの(1 台に限る。)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 前項第 1 号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに市長に対して、身体障害者福祉法第 15 条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和 38 年法律第 168 号)第 4 条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で、身体障害者手帳の交付を受けていない者にあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条の規定により交付され</p>	<p>(身体障害者等に対する種別割の減免)</p> <p>第 90 条 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。</p> <p>(1) 身体に障害を有し歩行が困難な者(以下「身体障害者」という。)又は精神に障害を有し歩行が困難な者(以下「精神障害者」という。)が所有する軽自動車等(身体障害者又は精神障害者<b>(以下「身体障害者等」という。)</b>と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。)で、<b>当該身体障害者等、</b>当該身体障害者<b>等</b>のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)のために当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者が運転するもの(1 台に限る。)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 前項第 1 号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに市長に対して、身体障害者福祉法第 15 条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和 38 年法律第 168 号)第 4 条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で、身体障害者手帳の交付を受けていない者にあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条の規定により交付され</p>

<p>た精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された<u>身体障害者又は</u>身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>3及び4 (略)</p>	<p>た精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された<u>身体障害者等又は</u>身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>3及び4 (略)</p>
	<p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p style="text-align: center;"><b><u>この条例は、令和4年4月1日から施行する。</u></b></p>

**かすみがうら市国民健康保険税条例 新旧対照表**

改正前	改正後
<p>(課税額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び<u>資産割額並びに</u>被保険者均等割額<u>及び世帯別平等割額</u>の合算額とする。ただし、当該合算額が63万円を超える場合においては、基礎課税額は、63万円とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び<u>資産割額並びに</u>被保険者均等割額<u>及び世帯別平等割</u></p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が63万円を超える場合においては、基礎課税額は、63万円とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合</p>

<p><b>額</b>の合算額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。</p> <p>4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び<b>資産割額並びに</b>被保険者均等割額<b>及び世帯別平等割額</b>の合算額とする。ただし、当該合算額が17万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、17万円とする。</p>	<p>算額が19万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。</p> <p>4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が17万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、17万円とする。</p>
<p>(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る<b>基礎課税額</b>の所得割額)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p><b>(国民健康保険の被保険者に係る資産割額)</b></p> <p>第4条 <b>第2条第2項の資産割額は、賦課期日の属する年の当該年度分の固定資産税額のうち土地及び家屋に係る部分の額に100分の20を乗じて算定する。</b></p>	<p>第4条 <b>削除</b></p>
<p>(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割)</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<b>2万2,000円</b>とする。</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る<b>基礎課税額</b>の被保険者均等割)</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<b>3万2,000円</b>とする。</p>
<p><b>(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)</b></p> <p>第6条 <b>第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</b></p> <p><b>(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。))と同一</b></p>	<p>第6条 <b>削除</b></p>

<p><u>の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第10条及び第27条において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第10条及び第27条において同じ。)以外の世帯 2万円</u></p> <p><u>(2) 特定世帯 1万円</u></p> <p><u>(3) 特定継続世帯 1万5,000円</u></p>	
<p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p> <p>第7条 第2条第3項の所得割額は、<u>賦課期日の属する前年の所得に係る</u>基礎控除後の総所得金額等に <u>100分の2.0</u> を乗じて算定する。</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p> <p>第7条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に <u>100分の2.5</u> を乗じて算定する。</p>
<p><u>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の資産割額)</u></p> <p>第8条 <u>第2条第3項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に100分の5.0を乗じて算定する。</u></p>	<p>第8条 <u>削除</u></p>
<p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第9条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について <u>8,000円</u> とする。</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第9条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について <u>1万4,000円</u> とする。</p>
<p><u>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)</u></p> <p>第10条 <u>第2条第3項の世帯別平等割額は、</u></p>	<p>第10条 <u>削除</u></p>

<p><b><u>次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</u></b></p> <p><b><u>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯</u></b> <b><u>7,000円</u></b></p> <p><b><u>(2) 特定世帯 3,500円</u></b></p> <p><b><u>(3) 特定継続世帯 5,250円</u></b></p>	
<p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額) 第11条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に <b><u>100分の1.50</u></b> を乗じて算定する。</p>	<p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額) 第11条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に <b><u>100分の2.1</u></b> を乗じて算定する。</p>
<p>(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額) 第12条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について <b><u>10,000円</u></b> とする。</p>	<p>(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額) 第12条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について <b><u>1万6,000円</u></b> とする。</p>
<p><b><u>(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)</u></b> 第13条 <b><u>第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について5,000円とする。</u></b></p>	<p>第13条 <b><u>削除</u></b></p>
<p>(納税義務の発生、消滅に伴う賦課) 第17条 国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から月割りをもって算定した第2条第1項の額(第27条の規定による減額が行われた場合には、<b><u>同条</u></b>の国民健康保険税の額とする。以下この条において同じ。)を課する。 2～8 (略)</p>	<p>(納税義務の発生、消滅に伴う賦課) 第17条 国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から月割りをもって算定した第2条第1項の額(第27条の規定による減額が行われた場合には、<b><u>その減額後</u></b>の国民健康保険税の額とする。以下この条において同じ。)を課する。 2～8 (略)</p>
<p>(国民健康保険税の減額) 第27条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア<b><u>及びイ</u></b>に掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が63万円を超える</p>	<p>(国民健康保険税の減額) 第27条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が63万円を超える場合に</p>

場合には、63万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

- (1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。))の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者

は、63万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

- (1) 法第703条の5 **第1項**に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者(**国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。**))のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5 **第1項**に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。))の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5 **第1項**に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上



ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 1万5,400円

**イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額**

**(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1万4,000円**

**(イ) 特定世帯 7,000円**

**(ウ) 特定継続世帯 1万500円**

**ウ** 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 5,600円

**エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額**

**(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,900円**

**(イ) 特定世帯 2,450円**

**(ウ) 特定継続世帯 3,675円**

**オ** 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 7,000円

**カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について3,500円**

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義

の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る**基礎課税額**の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 2万2,400円

**イ** 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 9,800円

**ウ** 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 1万1,200円

(2) 法第703条の5 **第1項**に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円

務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について **11,000円**

**イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額**

**(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 10,000円**

**(イ) 特定世帯 5,000円**

**(ウ) 特定継続世帯 7,500円**

**ロ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 4,000円**

**エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額**

**(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,500円**

**(イ) 特定世帯 1,750円**

**(ウ) 特定継続世帯 2,625円**

**オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除**

(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る**基礎課税額**の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について **1万6,000円**

**イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 7,000円**

**ロ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除**

く。) 1人について 5,000 円

**カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯**

**別平等割額 1世帯について 2,500 円**

(3) 法第 703 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43 万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合)にあっては、43 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき 52 万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前 2 号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。)1 人について 4,400 円

**イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯**

**別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額**

**(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,000 円**

**(イ) 特定世帯 2,000 円**

**(ウ) 特定継続世帯 3,000 円**

**ウ** 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。)1 人について 1,600 円

**エ 国民健康保険の被保険者に係る後期**

**高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額**

**(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,400 円**

く。) 1人について 8,000 円

(3) 法第 703 条の 5 **第 1 項**に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43 万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合)にあっては、43 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき 52 万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前 2 号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る**基礎課税額**の被保険者均等割額 被保険者(第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。)1 人について 6,400 円

**イ** 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。)1 人について 2,800 円

(イ) 特定世帯 700 円

(ウ) 特定継続世帯 1,050 円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 2,000 円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について1,000 円

ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 3,200 円

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 4,800 円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 8,000 円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 12,800 円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 16,000 円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未

	<p><b><u>就学児 1 人について次に定める額</u></b></p> <p><b><u>ア 前項第 1 号イに規定する金額を減額した世帯 2,100 円</u></b></p> <p><b><u>イ 前項第 2 号イに規定する金額を減額した世帯 3,500 円</u></b></p> <p><b><u>ウ 前項第 3 号イに規定する金額を減額した世帯 5,600 円</u></b></p> <p><b><u>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 7,000 円</u></b></p>
<p>(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>第 27 条の 2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等(法第 703 条の 5 の 2 第 2 項に規定する特例対象被保険者等をいう。第 28 条の 2 において同じ。)である場合における第 3 条及び前条の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第 27 条の 2 に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第 28 条第 2 項の規定によって計算した金額の 100 分の 30 に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第 2 項」とあるのは「法第 314 条の 2 第 1 項各号」と、前条第 1 号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額(次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第 28 条第 2 項の規定によって計算した金額の 100 分の 30 に相当する金額によるものとする。次号及び第 3 号において同じ。)」とする。</p>	<p>(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>第 27 条の 2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等(法第 703 条の 5 の 2 第 2 項に規定する特例対象被保険者等をいう。第 28 条の 2 において同じ。)である場合における第 3 条及び前条<b><u>第 1 項</u></b>の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第 27 条の 2 に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第 28 条第 2 項の規定によって計算した金額の 100 分の 30 に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第 2 項」とあるのは「法第 314 条の 2 第 1 項各号」と、前条<b><u>第 1 項</u></b>第 1 号中「総所得金額<b><u>及び</u></b>」とあるのは「総所得金額(次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第 28 条第 2 項の規定によって計算した金額の 100 分の 30 に相当する金額によるものとする。次号及び第 3 号におい</p>

<p>(国民健康保険税の減免)</p> <p>第 30 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められる者に対し、国民健康保険税を減額し、又は免除する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><b>(5) 前 4 号</b>に掲げるもののほか、特別の事情がある者</p> <p>2 前項の規定によって国民健康保険税の減免を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>て同じ。) <b>及び</b>」とする。</p> <p>(国民健康保険税の減免)</p> <p>第 30 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められる者に対し、国民健康保険税を減額し、又は免除する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><b>(5) 6 歳に達する日以後の最初の 4 月 1 日から 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある国民健康保険の被保険者が属する世帯の者</b></p> <p><b>(6) 前各号</b>に掲げるもののほか、特別の事情がある者</p> <p>2 前項の規定によって国民健康保険税の減免を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。 <b>ただし、前項第 3 号及び第 5 号に掲げる者に係る減免の申請は、国民健康保険の被保険者の資格取得をもって減免の申請がされたものとみなす。</b></p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>3 (略)</p>
<p>附 則</p> <p>1～4 (略)</p> <p>(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>5 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得について同条第 4 項に規定する公的年金等控除額(年齢 65 歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第 27 条の規定の適用については、同条中「法第 703</p>	<p>附 則</p> <p>1～4 (略)</p> <p>(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>5 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得について同条第 4 項に規定する公的年金等控除額(年齢 65 歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第 27 条 <b>第 1 項</b>の規定の適用については、同条中「法</p>

条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第 703 条の 5 に規定する総所得金額(所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第 2 項第 1 号の規定によって計算した金額から 15 万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110 万円」とあるのは「125 万円」とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 33 条の 2 第 5 項の配当所得等を有する場合における第 3 条、第 7 条、第 11 条及び第 27 条の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 33 条の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第 2 項」とあるのは「法第 314 条の 2 第 2 項」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 33 条の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第 27 条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 33 条の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 34 条第 4 項の譲渡所得を有する場合における第 3 条、第 7 条、第 11 条及び第 27 条の規定の適用については、第 3 条第

第 703 条の 5 **第 1 項**に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第 703 条の 5 **第 1 項**に規定する総所得金額(所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第 2 項第 1 号の規定によって計算した金額から 15 万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110 万円」とあるのは「125 万円」とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 33 条の 2 第 5 項の配当所得等を有する場合における第 3 条、第 7 条、第 11 条及び第 27 条**第 1 項**の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 33 条の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第 2 項」とあるのは「法第 314 条の 2 第 2 項」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 33 条の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第 27 条**第 1 項**中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 33 条の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 34 条第 4 項の譲渡所得を有する場合における第 3 条、第 7 条、第 11 条及び第 27 条**第 1 項**の規定の適用については、第

1 項中「及び山林所得金額の合計額から同条第 2 項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 34 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 35 条第 1 項、第 35 条の 2 第 1 項、第 35 条の 3 第 1 項又は第 36 条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第 31 条第 1 項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第 314 条の 2 第 2 項」と「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 34 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第 27 条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 34 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

8 (略)

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 35 条の 2 第 5 項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第 3 条、第 7 条、第 11 条及び第 27 条の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 35 条の 2 第 5 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第 2 項」とあるのは「法第 314 条の 2

3 条第 1 項中「及び山林所得金額の合計額から同条第 2 項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 34 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 35 条第 1 項、第 35 条の 2 第 1 項、第 35 条の 3 第 1 項又は第 36 条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第 31 条第 1 項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第 314 条の 2 第 2 項」と「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 34 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第 27 条**第 1 項**中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 34 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

8 (略)

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 35 条の 2 第 5 項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第 3 条、第 7 条、第 11 条及び第 27 条**第 1 項**の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 35 条の 2 第 5 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第 2 項」とあるのは「法第 314



第 2 項」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 35 条の 2 第 5 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第 27 条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 35 条の 2 第 5 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第 3 条、第 7 条、第 11 条及び第 27 条の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第 2 項」とあるのは「法第 314 条の 2 第 2 項」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第 27 条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 35 条の 4 第 4 項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第 3 条、第 7 条、第 11 条及び第 27 条の規定の

条の 2 第 2 項」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 35 条の 2 第 5 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第 27 条**第 1 項**中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 35 条の 2 第 5 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第 3 条、第 7 条、第 11 条及び第 27 条**第 1 項**の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第 2 項」とあるのは「法第 314 条の 2 第 2 項」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第 27 条**第 1 項**中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 35 条の 4 第 4 項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第 3 条、第 7 条、第 11 条及び第 27 条**第 1 項**の

適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第27条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び第27条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第27条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等にかかる事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保

規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第27条

**第1項**中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び第27条**第1項**の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第27条**第1項**中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等にかかる事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保

険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び第27条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。))に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第27条において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第27条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又

険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び第27条**第1項**の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。))に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第27条**第1項**において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第27条**第1項**中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又

は同法第 16 条第 3 項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第 3 条、第 7 条、第 11 条及び第 27 条の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「山林所得金額の合計額から同条第 2 項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第 8 条第 4 項(同法第 12 条第 6 項及び第 16 条第 3 項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第 27 条において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第 314 条の 2 第 2 項」と、「山林所得金額の合計額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第 27 条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和 44 年法律第 46 号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第 3 条の 2 の 2 第 10 項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第 3 条、第 7 条、第 11 条及び第 27 条の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「及び山林所得金額の合計額から同条第 2 項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴

は同法第 16 条第 3 項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第 3 条、第 7 条、第 11 条及び第 27 条**第 1 項**の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「山林所得金額の合計額から同条第 2 項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第 8 条第 4 項(同法第 12 条第 6 項及び第 16 条第 3 項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第 27 条**第 1 項**において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第 314 条の 2 第 2 項」と、「山林所得金額の合計額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第 27 条**第 1 項**中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和 44 年法律第 46 号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第 3 条の 2 の 2 第 10 項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第 3 条、第 7 条、第 11 条及び第 27 条**第 1 項**の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「及び山林所得金額の合計額から同条第 2 項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実

う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第27条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 16 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び第27条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3

施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第27条**第1項**中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 16 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び第27条**第1項**の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例

<p>条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第27条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p> <p>17 (略)</p>	<p>法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第27条<b>第1項</b>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p> <p>17 (略)</p>
	<p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p style="text-align: center;"><b>(施行期日)</b></p> <p><b>1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。</b></p> <p style="text-align: center;"><b>(適用区分)</b></p> <p><b>2 この条例による改正後のかすみがうら市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。</b></p>

かすみがうら市体育施設条例 新旧対照表  
かすみがうら市体育施設条例 新旧対照表

改正前		改正後									
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)									
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </table>	名称	位置	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </table>	名称	位置	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </table>	名称	位置	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </table>	名称	位置
名称	位置										
名称	位置										
名称	位置										
名称	位置										
(略)		(略)									
かすみがうら市多目的運動広場弓道場	かすみがうら市深谷3384番地1	かすみがうら市多目的運動広場弓道場	かすみがうら市深谷3384番地1								
<b><u>かすみがうら市第1常陸野公園管理センター</u></b>	<b><u>かすみがうら市中佐谷1250番地</u></b>										

かすみがうら市公の施設の使用料等に関する条例 新旧対照表(附則第2項関係)

改正前					改正後					
(適用施設) 第2条 この条例の適用を受ける公の施設は、次の各号に掲げる条例の適用を受ける施設とする。ただし、 <b>第16号</b> の適用においては、社会体育の振興を図るため、教育委員会規則で定めるところにより学校施設及び設備を市民等の使用に供する場合に限る。 (1)～(15) (略)					(適用施設) 第2条 この条例の適用を受ける公の施設は、次の各号に掲げる条例の適用を受ける施設とする。ただし、 <b>第15号</b> の適用においては、社会体育の振興を図るため、教育委員会規則で定めるところにより学校施設及び設備を市民等の使用に供する場合に限る。 (1)～(15) (略)					
別表(第3条、第4条、第5条、第6条関係)					別表(第3条、第4条、第5条、第6条関係)					
施設名等	区分		1時間あたり使用料		施設名等	区分		1時間あたり使用料		
			市内	市外				市内	市外	
(略)					(略)					
第1常陸野公園	(略)		(略)	(略)	第1常陸野公園	(略)		(略)	(略)	
	ゲートボール場		100円	150円		ゲートボール場		100円	150円	
	管理センター	会議室	<b>280円</b>	<b>420円</b>		千代田B & G 海洋センター	競技場	施設使用料	300円	450円
		会議室(和室)	<b>140円</b>	<b>210円</b>			(2分の1)		(略)	(略)
		会議室(中)	<b>60円</b>	<b>90円</b>			(略)	(略)	(略)	(略)
	会議室(小)									
千代田B & G 海洋センター	競技場(2分の1)	施設使用料	300円	450円	(略)					
	(略)	(略)	(略)	(略)						
(略)					(略)					

霞ヶ浦町防災行政用無線局設置条例を廃止する条例 新旧対照表

かすみがうら市議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例 新旧対照表  
(附則第2項関係)

改正前	改正後
<p>(長期かつ独占的な利用についての議会の議決)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる公の施設について、3年以上の期間にわたり独占的な利用をさせようとするときは、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第96条第1項第11号の規定により議会の議決を得なければならない。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p><b>(10) 防災行政用無線局</b></p> <p><b>(11)～(20)</b> (略)</p>	<p>(長期かつ独占的な利用についての議会の議決)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる公の施設について、3年以上の期間にわたり独占的な利用をさせようとするときは、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第96条第1項第11号の規定により議会の議決を得なければならない。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p><b>(10)～(19)</b> (略)</p>